日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望（下）

――最近の農協批判に応えて――

〔要　　旨〕

（１，２は前月号に掲載）

３　農協は総合事業を通して，農業分野のみならず，農村部で都市並みの生活インフラ，サービスを提供し，農業，農村，農家の発展に広く貢献してきた。組合員，利用者は今後も総合事業の維持を望んでいる。総合事業のメリットは事業間の相乗効果と相補効果で，管理コストの削減効果も大きい。信用・共済事業の分離は大幅なコスト増を招き，規制緩和による異業種からの金融業参入等の流れにも反する。ＪＡバンクシステムにより健全性が確保されており，経済事業改革等を進めることで農協は総合事業の特性を一層生かしていくべきである。

４　戦前の産業組合から戦後の農協法成立の過程を概観すると，農協は制度としては戦後職能組合に変化したものの，准組合員制度の存在や一定の範囲内での員外利用を許容する等，地域に開かれた協同組合であるという実態は，戦前から一貫している。その背景としては，わが国の農村自体に共同体的な色彩が強く，特定の職能だけに限定した協同組織よりも，広く地域に開かれた協同組織の方が，運営の効率性・安定性の面でより適合的ということがあったと考えられる。

農協は，自ら変化することを許容する構造を持つ農協法の範囲において，農家数の減少や兼業化，都市化などの環境変化に対応して，多様な組合員を取り込み，正組合員中心のガバナンスは維持しつつも多様な組合員・地域住民の意見を事業・経営に反映させ，多面的な活動を行ってきた。

５　農協制度についての最近の論調における基本的な論点は，農協法を中心とする農協制度と農協の実態との乖離への対応，政策目的を担う機関としての農協と協同組合原則との関係の整理，農協の経営・事業・組織の弱体化への対応である。これらに対応する望ましい農協制度について，研究者の多くは，農協の協同組合としての立場を強め，目的を農業中心から食料，地域，環境を含むより広いものへ変更することを提唱している。

欧州において協同組合は，経済的，社会的に大きな役割を果たしており，ＥＵレベルでもこれを認め政策的に振興しようとしている。協同組合は，社会環境の変化に応じ，社会福祉や地域振興などの新しい課題に積極的に対応しており，日本の農協等にとっても参考になろう。

６　農協批判論者は，農協が「農業の構造改革に消極的で，兼業農家を守ってきた」「営農振興に不熱心で利益追求に走った」「上意下達的組織運営でやる気のある農業者の育成の障害になった」「信用・共済事業を分離すべきだ」「農業改革は大規模経営者に施策を集中し，株式会社の参入を促進することで達成できる」などと主張する。しかしこれは，本稿で詳細に明らかにしているとおり，歴史的な事実に基づかない的外れの批判・意見である。農協は，わが国の食と農業を支える公共的使命を持っており，今後ともその機能を一層発揮することが求められる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　農業構造の現状と改革のあり方
2　農業構造問題と農協の役割
＜以上前月号掲載＞
3　農協の総合事業とその役割
⑴　農協の総合事業とその歴史
⑵　農業，農村の発展と農家の生活向上への農協の貢献
⑶　総合事業のメリットと必要性
⑷　金融業界の動向からみた総合事業の必要性
⑸　農協の取り組むべき課題
4　農協の組合員制度と組合運営
⑴　農協の組合員制度形成の歴史と時代背景
⑵　環境変化への農協の対応
5　農協の今後のあり方を展望するにあたって
⑴　農協の将来方向についての議論
⑵　欧州における協同組合の位置付けと新しい動き
おわりに
――農協批判への見解と農協が目指す方向――
⑴　農協批判論の主要論点と問題点
⑵　農協が直面している課題と農協が目指す方向

3　農協の総合事業とその役割

総合規制改革会議が第２次答申（2002年12月）に農協の信用・共済事業の分離や他業態への事業譲渡措置の検討を折り込んだほか，学者や研究者の一部で農協から信用・共済事業の分離を求める意見が出されている。以下ではこうした意見に対して，農協の総合事業の歴史と農業，農村の発展に果たしてきた役割を検証し，今後も信用・共済事業を含めた総合事業の維持が，農業，農家，利用者にとって不可欠であることを述べていきたい。

⑴　農協の総合事業とその歴史

a　総合事業とは

農協は，農協法にもとづき，信用事業のほか農家組合員の営農，生活にかかる様々な事業を営んでおり，これを総合事業性と呼んでいる。

農家の営農面では，農業資材調達のための購買事業，農産物の販売のための販売事業，農産物代金の受入れや農業資金借入等のための信用事業，営農技術や資金計画等を指導する営農指導事業，農産物の貯蔵，乾燥等の施設を共同で利用する利用事業等が重要な役割を果たしている。生活面では，食品，衣料等の生活購買事業，貯蓄や住宅ローン，生活資金の借入のための信用事業，将来の病気や災害に備えるための共済事業，医療や介護のための厚生事業，高齢者福祉事業があり，いずれも農家，農村の生活に深くかかわっている。

b　総合事業の歴史

総合事業の始まりは，農協の前身である産業組合にさかのぼる。産業組合は農林漁

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

業者，商工業者，労働者，消費者を組合員とする協同組合で，1900（明治33）年に産業組合法が制定され，全国的につくられた。当初は信用事業と他事業の兼営が禁じられていたが，その後兼営が認められるようになり，1933年頃には黄金期を迎え事業量も飛躍的に拡大した。

しかし日中戦争（1937年）を境に日本が戦時体制に入ると，産業組合は本来の自主協同の理念が失われ，国の代行機関的な性格が強まった。1943年には農会等と統合され農業会となり，完全に国の代行機関となった。

戦後，GHQ（連合国総司令部）は農地改革により従来の地主・小作制度から自作農への転換を進めるとともに，自作農による民主的な農協制度の確立を政府に求めた。こうして1947（昭和22）年に成立した農業協同組合法（以下「農協法」）は，自主協同性を取り戻すとともに，信用，共済，購買，販売，利用，加工，営農指導等の各事業の兼営が認められ，農協は新たに総合事業を営む協同組合としてスタートした。

c　総合事業の背景

産業組合はドイツのライファイゼンの組合等を模範に導入され，当初は金融と他事業との兼営は弊害があるとする一般的な考えに従い兼営は認められなかった。しかしその後兼営を認めるようになった理由は，①信用組合は銀行と違い相手は組合員に限られ，組合員が事業の管理に関与している，②農村の資金需要は繁閑があり，他事業を兼ねてこそ事務の繁閑が調整できる，③信用組合が他事業を兼ねることで貯金，資金利用の道が開かれる，④同地域内に別組合を設立しても組合員，理事者は同一で，事務手続きの重複や，税金も両者に課せられる，⑤兼営は組合の発展に非常に資する（辻（1937）135-136頁），と考えられたためで，実際その後の産業組合の発展につながっていった。

農協法の成立過程では，農林省（当時）とGHQ天然資源局（NRS）との交渉で，当初NRS側は信用事業は分離すべきだとする意見が強かったが，農林省の強い働きかけもあり，総合事業は日本の実情に適している，という考え方に変わってきた（小倉・打越（1961）663頁）。この結果，連合会の兼営は認めなかったものの，単協には兼営が認められ農協法に折り込まれた。NRSの元経済課長のJ.L.クーパーは後の座談会で「南は鹿児島から，その他の地方を回って協同組合を視察してから，やはり村単位の組合を全部総合的にやるべきだということ，またやるのが日本の実情に即しているということを認めるようになりました。（中略）協同組合が農村の生活水準を高めている大きな原因じゃないか。」（小倉・打越（1961）698頁）と述べている。

欧米等の協同組合では，日本の農協のように信用事業と他事業を兼営する組合は数少ない。日本の農協が総合事業をとる理由は，稲作を中心とする日本独特の農業，農村の歴史的な構造基盤に由来している。日本の水田農業は，水田，水路の造成のため

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の共同労働や水路，里山等の共同管理が必要不可欠であり，その単位として「村落」が農業生産のみならず社会生活面においても極めて重要な役割を果たしてきた。産業組合は村落を基盤とし，村落の営農，生活に必要な事業を兼営という形で提供したことで農業・農村の発展に寄与した。一方，農協も村落を単位として組織されたが，産業組合との大きな違いは農地改革により小作農民が自作農民となり，農協は自作農民による民主的な協同組合組織に生まれ変わったことである。こうした農村の民主化，農家の自立，総合事業を営む農協という枠組みが，以下にみるようにその後の日本の農業，農村，農家の発展の基盤となっていった。

⑵　農業，農村の発展と農家の生活向上への農協の貢献

a　農村部の人口流出と農協の役割

農協も設立当初は経済変動の影響で経営の不安定な時期が続いたが，高度成長期に入った60年代は各事業の事業量も大幅に拡大し，経営の改善が進んだ。農家も農業所得，農外所得とも増加傾向が続き，農家経済は安定的に拡大した（第3-1図）。

一方，高度成長期には重化学工業を中心に産業の著しい発展が進み，その労働力として農村部から三大都市圏を中心に都市部への大規模な人口流出が続いた。このため農村部では労働力が減少し，農業生産や生活基盤も影響を受けた。都市部では商業，金融，医療・福祉，教育，娯楽，交通等の

第3-1図　1戸当たりの農家総所得の推移

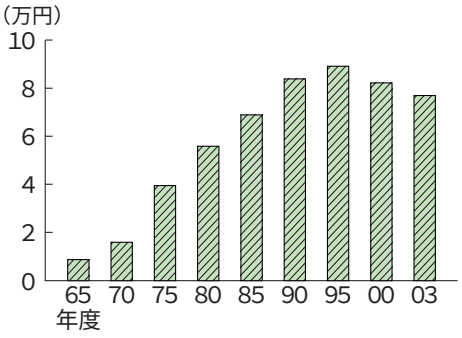

資料　農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計」

生活に必要な各種サービス業の著しい発展がみられたのに対して，農村部では地域が広く人も分散しているため，サービスを提供する民間企業の進出は少なく，医療・福祉等の公共サービスも不十分な状況であった。こうした農村部で，農家の営農のみならず，農家，地域住民の生活面で都市並みの生活インフラ，サービスを提供してきたのが農協であり，農協の総合事業であった。

b　農協の各事業の農村，農家への貢献

（a）信用事業

農協の信用事業は，農家の営農活動と組合員，地域住民の生活に必要不可欠な金融サービスを幅広く提供している。営農面では農産物代金の受取，資材等購入代金の支払，農業関係資金の借入の窓口として大事な役割を果たしてきた。生活面では貯蓄商品，給与振込，各種料金の引き落とし，ローン，クレジットの利用など，銀行と同様のサービスを提供している。都市部に集中している銀行や信用金庫の店舗に比べ，農山村部に幅広く点在している農協の金融店

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3-2図　農協の貯金，貸出金の推移

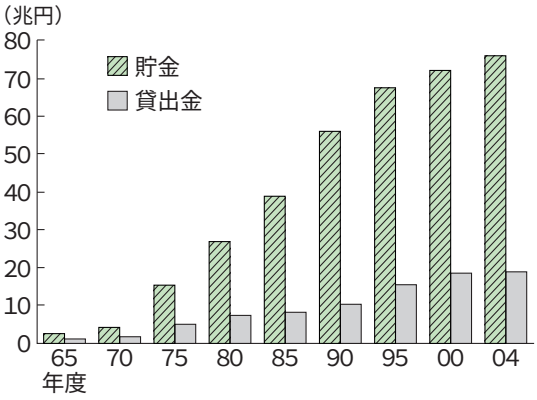

資料　農協残高試算表

第3-1表　金融機関の店舗数の推移

（単位　店舗）

	75年度	85	90	95	00	02
都市銀行	2,611	3,227	3,737	3,732	2,928	2,655
地方銀行	4,906	6,918	7,598	8,042	7,904	7,600
第二地銀	3,354	4,333	4,732	4,632	4,000	3,790
信用金庫	4,632	7,124	8,146	8,599	8,480	8,263
信用組合	-	2,839	2,982	2,904	2,487	1,985
農協	16,895	16,465	16,218	15,714	14,346	13,358

資料　全国銀行協会，全国信用金庫協会，全国信用組合中央会，農協残高試算表
（注）　海外支店，出張所を含む。

舗は，生活のライフラインとしても重要な役割を果たしている（第3-2図，第3-1表）。

（b）共済事業

共済事業は生命，年金，建物更生等，保険に劣らないサービスを提供しており，その規模は大手の生保，損保に並ぶ規模となっている。特に建物更生共済は火災から台風，水害，地震などの自然災害まで幅広く保障し，95年の阪神・淡路大震災，04年の新潟県中越地震の際には損保全体を大きく上回る保障支払を行うなど，農家組合員の災害への備えとして大きな力を発揮している（第3-2表）。

第3-2表　地震保険，共済の支払額

（単位　億円）

	JA共済	損害保険合計
1995阪神・淡路大震災	1,189	783
2004新潟県中越地震	506	140

資料　日経ビジネス2006.1.23号

（c）指導事業

指導事業には営農指導と生活指導があり，営農指導は農家の技術，経営の指導だけでなく，地域農業計画の策定，担い手の育成，環境保全型農業の推進など，強靭な農業経営の確立と地域社会の活性化を進めている。生活指導は組合員，地域社会の生活改善と向上をはかるもので，その範囲は消費，家計，健康，文化・娯楽など極めて広く，各種相談活動から食の安全，食農教育等の社会問題まで活発な活動が行われている。このように指導事業は組合員に必要不可欠な事業であるが，多くの指導員と多額の経費がかかるため他事業の収益によりコストが賄われている。指導事業は総合事業だからこそ維持できる事業である。

（d）販売事業

販売事業は組合員農家が生産した農産物を共同で販売する事業で，不安定な農産物価格に対し計画的な生産，出荷によって有利な価格で販売を行い，農家により高く安定した収入を確保してきた。近年は食の安全・安心といった消費者ニーズの高まりから農産物のトレーサビリティの取組みや，生協との協同組合間提携，農協から消費者への直販など，消費者の信頼の確保をはか

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3-3図　農協の購買, 販売, 加工事業の取扱高, 供給高の推移

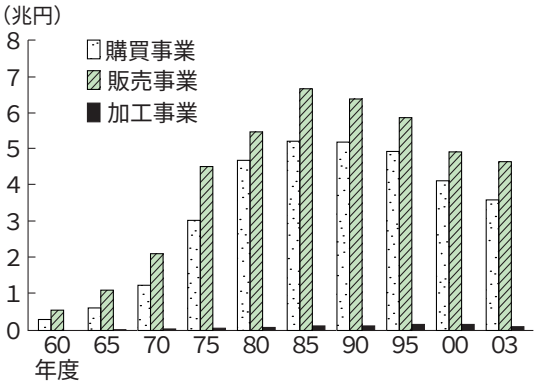

資料　農林水産省『総合農協統計表』

るべく様々な取組みを行っている（第3-3図）。

（e）購買事業

購買事業は農業に必要な資材と生活に必要な食品，雑貨等を共同購入し組合員に供給する事業で，計画的な大量購入によって安く良質の品を安定的に供給してきた。しかし近年は，大型のショッピングセンターやホームセンターが農村にも進出し，安価で販売することで農協の取扱高にも影響を与えている。

農協はグループ全体で強力な経済事業改革を進めており，物流経費の削減等による資材価格の引下げや，環境に優しい肥料，農薬等の開発等に取り組んでいる。

（f）厚生事業

農村部は医師のいない町村が多いことから，産業組合は早くから医療活動に取り組んでいた。農協も組合員，地域住民のための医療事業，保健事業に取り組んでいる。

各県の厚生連が経営する病院は全国（04年度末）で122病院，59診療所，病床数は37,727床あり，医療過疎地域での医療提供という公共性を有することから公的医療機関の指定を受けている。同様に指定を受けている日赤，済生会と比べても，厚生連病院は人口５万人未満の地域に半数以上が立地するなど，農村，へき地医療に果たしている役割は非常に大きい。

また，厚生連は全国に23か所の農村検診センターを設置し，202台の生活習慣病検診車が活動しており，組合員，地域住民の健康管理にも貢献している。

（g）高齢者福祉事業

農村部での高齢化は都市部よりも10年早いと言われ，農協は組合員等の期待に応えて高齢者福祉事業に積極的に取り組んでいる。04年度末で介護保険指定農協数は364に及び，訪問介護，居宅介護，通所介護等の各事業を実施し，介護事業所数は958となっている。また，農協が91年から女性組織を中心に養成を進めてきたホームヘルパーは累計で11.1万人となっている。

（h）小括

このように農協の各事業は農業生産と農家の生活の向上に不可欠な役割を果たすとともに，農業，農村社会の維持，発展に多大な貢献をなしてきた。80年のＩＣＡ（国際協同組合同盟）モスクワ大会で，Ａ・Ｆ・レイドロー博士は協同組合の地域社会へのかかわり・貢献を説くなかで日本の総合農協を例にあげ，「それは生産資材の提供，農

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

産物の販売をしている。貯蓄信用組織であり，保険の取扱店であり，生活物資の供給センターでもある。さらに医療サービスや，ある地域では病院での診療や治療も提供している。（中略）もし総合農協がなければ，農民の生活や地域社会全体は，まったく異なったものとなろう」（日本協同組合学会（1989）175頁）と述べ，日本の総合農協の役割，貢献を高く評価している。

c　組合員，利用者は農協の総合事業の維持と各サービスの強化を望んでいる

当総研が03年に地方都市周辺の農協の組合員，利用者約３千人を対象に行ったアンケート調査（回収率50%）では，組合員，利用者全体の74.2%が農協の複数の事業を利用している。金融（信用，共済）事業は97.7%が利用しており，金融と他の事業を利用する者は74.0%にのぼっている。金融と他の事業を利用する正組合員は85.5%と高いが，非農家である准組合員，員外利用者でも40%以上が金融とその他の事業を利用している（第3-3表）。また，事業別に利用する理由をきくと，信用，資産管理相談，資材購買，生活購買で「自宅や勤務先に近い」が比較的多く，営農指導，農産物販売では「農協だけのサービス」が多い。これは農協が身近にあるサービス機関であり，農協でしかできないサービスを提供する機関として，重要な役割を果たしていることを示している。今後充実してほしいサービスについては，信用，資材購買，営農相談，農産物販売，共済等の主要事業が高い比率となり，今後も主要事業を中心にサービスの強化を望んでいる（第3-4表）。

このように，農協利用者は金融事業と他

第3-3表　農協の組合員，利用者の複数事業の利用状況

（単位　%）

	複数事業利用者	金融と他事業利用者	1事業のみ利用者
正組合員	85.7	85.5	14.3
准組合員	42.0	42.0	58.0
員外	40.7	40.1	59.3
合計	74.2	74.0	25.9

資料　農中総研「地域住民アンケート調査（H15年実施）」結果から作成
（注）　金融は信用，共済，資産管理相談のうち1つ以上利用，農業は農産物販売，資材購買，営農指導のうち1つ以上利用、生活は生活購買，介護，旅行センターのうち1つ以上利用。

第3-4表　事業別にみた利用する理由（複数回答）

（単位　件，%）

	回答数	内容に魅力	ビスの充実アフターサー	手続きが簡単	に近い自宅・勤務先	よい対応・態度が	渉外員の勧め	付き合い	昔からの利用	サービス農協だけの	その他
信用事業	1,109	7.1	5.0	20.2	42.9	11.6	12.9	20.5	64.2	6.9	2.6
共済事業	1,150	13.5	6.0	17.5	22.2	6.2	35.3	31.0	50.1	6.3	2.0
資産管理相談事業	180	1.1	6.1	5.0	23.3	23.3	3.9	13.9	50.6	16.7	7.8
営農指導事業	530	3.4	8.7	5.3	15.5	21.7	1.5	13.6	51.3	43.6	4.9
農産物販売事業	625	5.4	5.3	9.0	17.1	7.2	1.0	11.7	67.4	31.0	4.2
資材購買事業	780	7.8	8.2	10.9	24.1	8.1	2.8	16.5	70.6	20.0	2.3
生活購買事業	623	6.6	6.7	6.6	33.2	8.8	5.5	23.4	51.4	12.7	4.2
高齢者福祉事業	28	10.7	7.1	17.9	17.9	17.9	0.0	17.9	35.7	17.9	7.1
旅行センター事業	131	6.9	9.2	13.0	11.5	8.4	13.0	32.8	28.2	15.3	7.6

資料　第3-3表に同じ
（注）　□は各事業で回答割合が高かった項目。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の事業をともに利用する者が多く，今後も各事業の一層のサービス強化を望んでいる。これは農協の総合事業の維持を望んでいることを示しており，特に金融と他事業をともに利用者する者が多いことは，農協の信用・共済事業の分離には慎重な対応が必要であることを強く示していると言えよう。

⑶　総合事業のメリットと必要性

農協の総合事業は，これまでみてきたような社会・政策面での必要性とともに，組織・運営面でも大きなメリットを有する。

農協の総合事業のメリットは各事業間の相乗効果（シナジー効果）と相補効果（コンプリメント効果），さらに管理コストを大幅に削減できる効果があげられる。事業間の相乗効果とは，例えばある農業者が農協の販売事業を利用すると，同時に農業資材の購買や，販売代金の受け皿として貯金口座を開設したり，共済の加入に結びついていくことである。事業間の相補効果とは，例えば米の集荷が集中する時期に，信用や共済の職員が販売事業を手伝ったり，信用，共済の推進時期に経済事業の職員も協力することにより，農協支所の現場の限られた人員で各種の事業を効率的に運営することである。

また，総合事業による管理コストの削減も大きな効果をもたらす。農協は合併により大規模化したとはいえ，その多くは経営組織としてみればまだ小規模(注3-1)であるため，事業部門間で人材や物的資源を共有して運営した方が，人件費，管理コストを節約できる。農協はこれまで経営収支の悪化に対応するため大幅な人員削減により合理化を進めてきた。組合員利用者に対するサービスの低下を最小限に抑えながらこうした合理化ができたのは，職員の兼務など総合事業の特質によるところが大きい。

これらの効果により，組合員は取引費用を節約しながら，必要に応じた総合的なサービスの利用が可能となる。また農協の事業効率化は組合員の負担を軽減するとともに各事業間の協力，連携もスムーズとなり，最終的にはサービスの向上と組合員利用者の農協への親しみ感にもつながっているといえよう。

農協の総合事業はこのように多くのメリットがあることから，今後も維持していくことが必要であると考える。

それに対して，信用・共済事業の分離は総合事業のメリットを損ない，組合員へのサービス提供に支障を来すことから現実的ではない。そもそも組合員を共通とする２つの組合を別々につくり事業を行うことは，組合員にとって煩雑で使い難く，無駄も多くなる。また農協からの総合的なサービスの提供が難しくなるだけでなく，経営効率も低下が見込まれる。このため分離の後，経済事業を担う農協の赤字はさらに膨らみ，営農指導の維持が困難となるところが多くなろう。また信用・共済事業を担う農協の収支も悪化する懸念がある。特に小規模の農協や，過疎地域の農協では，事業の存続そのものが難しくなるケースが多い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

と考えられ，現実的な対応策とは言えない。

（注3-1）１組合当たりの平均貯金量は800億円で信用組合の平均をやや下回り，購買事業供給・取扱高38億円，常勤職員数261名である（農林水産省『平成15事業年度総合農協統計表』による）。

(4) 金融業界の動向からみた総合事業の必要性

a ワンストップ化等の進行

冷戦構造の崩壊後，経済や金融のグローバル化が進展するなかで，金融機関の業務展開もグローバル化し，世界的規模で金融機関間の競争が激化している。また，規制緩和の進展も金融業務を大きく変化させた。欧州では，80年代後半以降金融業務の規制緩和を背景に，銀行による証券業務や保険業務への進出が活発化し，米国では，99年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立によって，金融持株会社の子会社の形で銀行業や証券業，保険業の相互参入が可能となった。日本でも，93年度以降，銀行，信託，証券などの分野で子会社方式による相互参入が行われ，さらに，98年には金融持株会社の子会社として銀行，証券会社，保険会社などの保有が可能となった。このほか，ＩＴの発達により，各種カードやATMなどの普及が進み，顧客の利便性向上に役立った。

グローバル化や規制緩和の進展，ＩＴの発達などを背景にした以上のような変化は，金融機関経営に次のような動きをもたらした。第一は，銀行，証券，保険などの金融商品が，一つの店舗で一括して取り扱われるようになったことである（いわゆるワンストップ化）。第二は，金融機関のグループ化が進んだことである。欧米では，銀行業，証券業，保険業などを含む巨大金融コングロマリットが形成され，日本でも，三菱UFJフィナンシャルグループなどの巨大金融グループが誕生している。これらの金融グループは，ワンストップ化による売上増加，経営規模拡大などを背景にしたブランド力向上，規模の経済性や範囲の経済性の実現による収益拡大をめざしており，これにより前記のグローバル競争に対応していこうとしている。

農協は，従来から農協の店舗で信用事業と共済事業を兼営しているが，上記のような金融業界の潮流の下で，農協がこうした流れに対応していくためには，信用事業や共済事業の分離ではなく，むしろ，それらの兼営の効果を系統組織全体として最大限に発揮していくことが必要な情勢にある。

b 異業種からの金融業参入と競争激化

規制緩和が進むにつれて，金融業に対する事業会社などからの新規参入が活発化してきた。日本の場合，97～01年度に実施された金融ビッグバン以前は，銀行業，証券業，保険業ともに免許業種であり，当局の規制によって新規参入の事例はきわめて少なかった。ビッグバンによって銀行法などの関連法制が改正され，銀行業や保険業は引き続き免許制ではあるが新規参入が容易になり，証券業は免許制から登録制に変更された。

異業種から銀行業への新規参入について

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は，00年８月に金融庁が制定した事務ガイドラインにより，事業親会社からの独立性の確保や，事業親会社からの事業リスクの遮断などの措置を設けることなどを前提に，新規参入が認められた。これにより，アイワイバンク（01年５月設立，現在はセブン銀行に名称変更）やソニー銀行（01年６月設立）などが新規参入してきた。また，ＩＴ企業や流通関連企業などによる証券業やクレジットカードなどの貸金業への新規参入も活発化している。

以上のように，規制緩和やＩＴの発達などを背景に，事業会社から金融業への参入が活発化しており，そのねらいは，本業の顧客集客力を基盤に，顧客の金融ニーズを取り込む形で収益拡大を達成しようとするものである。これに対して，農協は，従来から組合員の営農（経済事業）や金融（信用・共済事業）などのあらゆるニーズに総合的に対応する事業体制を構築している。こうした情勢を勘案すれば，事業分離論は金融業界の潮流に逆行する議論であるといえよう。

c　信用事業の経営の健全性確保への取組み

総合事業制を前提とした場合，経済事業に起因するリスクが信用事業などの金融事業に対して及ぼす影響に配慮する必要があるが，農協経営では，JAバンクシステムによって経営の健全性を確保する仕組みが構築されている。

農協の信用事業は，決済手段の提供という公共性を持ったものであり，都銀や地銀，信用金庫などの預金取扱機関と同様に，自己資本比率規制や早期是正措置，預金保険制度（農協の場合は農水産業協同組合貯金保険制度）などによって規制されている。信用事業の健全性確保については，02年１月から農協，信連，農林中金を構成員（会員）とするJAバンクシステムがスタートしている。

JAバンクシステムは，「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」の二つの柱からなり，特に，前者については，個々の農協の経営状況（経済事業等も含む）についてのモニタリングによって早期に経営改善を行う仕組みが構築されている。モニタリングにあたっては，業務の執行体制や資産内容に関する事項などとともに，収支に関する事項も含まれ，経常利益や当期利益などの全体収支だけでなく，部門別収支の状況も対象となっている。これらの収支に問題が生じた場合には，早期に改善する仕組みが構築されており，経営改善にあたっては，系統独自の支援制度である「JAバンク支援基金」が利用可能である。

このように，農協の信用事業には，早期是正措置や農水産業協同組合貯金保険制度などの公的な安全網（セーフティネット）の前段として，JAバンクシステムによる早期経営改善の仕組みが構築されており，いわば二重の安全網となっている。また，農協を含むJAバンク会員について，自己資本比率が８％以上となるように運営されており（自己資本比率の国内基準は４％以

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

上），他業態よりも厳しい自主基準となっている。

農協の共済事業については，共済の引受けは農協と全国連である全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）とが共同で実施するが，商品企画や資金運用業務，準備金の積立などはJA共済連が行っている。各種準備金の積立やソルベンシー・マージンの確保などの健全性確保対策はJA共済連を中心に行われており，共済事業系統全体として，収益管理やリスク管理が完結するシステムとなっている。

以上のように，農協経営はJAバンクシステム等によって健全性確保の仕組みが構築されており，総合事業制の維持はこうした仕組みによって担保されているといえよう。

⑸　農協の取り組むべき課題

最後に，農協が総合事業を維持していくために，今後とも取組みが必要な課題について触れておきたい。

a　部門別収支管理の強化と収支の改善

総合農協は，農協法第37条で，部門別損益状況の作成，開示が義務付けられており，JAグループ内でも部門別損益管理の指導，徹底を進めてきた。「農協経営分析調査」によると，経済事業の赤字は従来から恒常的に続き，これを信用・共済事業の収益で補填してきており，こうした問題が信用・共済事業の分離を主張する論者の根拠の一つとなっている。農協が今後も総合事業を営んでいくためには部門別収支管理の徹底，明確化と赤字事業の収支改善に取り組む必要がある。

第3-5表は営農指導事業の損益を配付前に戻してみたものである。これによると購買・販売事業の赤字額は縮小し，販売事業は黒字となった年もあるが，購買事業，その他経済事業（利用・加工事業等）は依然赤字額が大きく，三段階全体の物流の見直しや経費の大幅削減が課題となっている。

営農指導事業は農協の諸事業のかなめとされ，01年の農協法改正で事業の第一番目に位置づけられた。営農指導事業は３（２）

第3-5表　1農協当たりの部門別税引前利益の推移（営農指導事業の損益配付前）

（単位　百万円，%）

	70年度		80		90		00		02	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
信用事業	22.5	210	93.4	113	180.8	93	315.8	113	155.8	80
共済事業	9.6	90	50.3	61	123.0	63	446.6	160	357.6	184
購買事業	△1.0	△9	△1.4	△2	△18.5	△10	△129.2	△46	△69.2	△36
販売事業	△0.8	△7	△2.4	△3	△4.3	△2	△24.3	△9	2.9	1
その他経済事業	△11.6	△108	△16.6	△20	△18.4	△9	△95.3	△34	△43.0	△22
営農指導事業	△8.0	△75	△39.9	△48	△67.9	△35	△234.4	△84	△209.4	△108
合計	10.7	100	82.9	100	194.7	100	279.2	100	194.7	100
n=対象農協数	334	-	277	-	287	-	92	-	71	-

資料　全中「農協経営分析調査」から作成
（注）　実数は共通管理費配付後，営農指導事業の損益は配付前の値。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

項で述べたように生活指導とともにサービス事業として，他事業の収益で賄われているが，その赤字額は近年かなりの規模となっており，経済事業全体の赤字額を上回っている。信用・共済事業の収益が厳しくなるなかで，営農指導事業についても効率的，効果的な運営が求められよう。

b　経済事業改革の現状・課題

JAグループは03年の第23回JA全国大会において，経済事業改革を最重点課題とした。農業の生産構造，物流情勢が急速に変化し，農協の経済事業の競争力が低下しているためである。経済事業の収支改善の取組みはこれまでも何度か取り組まれてきたが，改善はなかなか進んでいない。今回は，農業関係事業では営農指導の強化，直接販売の拡大，品質管理の徹底，生産資材コストの引下げとし，生活分野については生活購買店舗（Aコープ），SS，LPガスの改善をはかるとしている。経済事業改革の取組みは，農協の総合事業の将来を左右するものであり，JAグループの一丸となった取組みが必要である。

＜参考文献＞

・辻誠（1937）『日本産業組合史講』高陽書院
・小倉武一・打越顕太郎監修（1961）『農協法の成立過程』協同組合経営研究所
・田中豊稔（1976）『生きている農協史』家の光協会
・米坂龍男（1982）『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版
・日本協同組合学会（1989）『西暦2000年における協同組合――レイドロー報告』日本経済評論社
・福間莞爾（2006）『転機に立つJA改革』協同組合経営研究所
・全中（1999）『私たちとJA 1999年版』
・農中総研編（2006）『JAファクトブック2006』全中

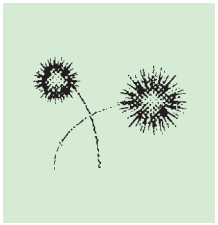

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4　農協の組合員制度と組合運営

組合員制度に関する農協批判には様々なものがあるが，それらは，大きく２つに分けることができる。

第一は，農協法にもとづく批判であり，農協法が農業政策上の特別法(注4-1)という位置付けであることを重視し，農協の農業政策への対応，なかでも規模拡大を中心とする構造政策への農協の対応について批判するものである。具体的には，①一人一票制では圧倒的多数である兼業農家の声が農協運営に反映されやすく，政策育成対象である担い手農家中心の農協運営が難しい，②正組合員戸数が総農家数を上回っている，③准組合員の割合が高い，④員外利用が増大している，等の批判である。

第二は，協同組合原則にもとづくものであり，①農協設立時に全農家が半強制的に参加したことから加入脱退の自由がなかったとするもの，②農協の准組合員に共益権がないことを批判するものである。

以下(1)では，農協の組合員制度に関し，その形成の歴史や時代背景を明らかにするなかで，農協設立時に加入脱退の自由がなかったという批判に対して，農民側に協同する主体的な必要性が強く働いたことを指摘し，また農協法設立時における准組合員の共益権排除の理由を明らかにする。

(2)では，組合員制度と組合員を中心とした組合運営の現状から，農協が環境変化に適応して，農協法の範囲内で組合員制度を実質的に変化させてきたことを述べて，そのなかに組合員制度への批判についての考え方を示すこととしたい。

なお本稿では，農協法の目的と組合員の範囲との関係，農協の事業利用および事業運営と組合員との関係等を総称して組合員制度と定義する。

（注4-1）石田（2005）45頁

(1)　農協の組合員制度形成の歴史と時代背景

a　組合員資格

（a）産業組合の組合員資格と戦時統制期の強制加入

まず組合員資格であるが，農協の母体である戦前の産業組合は，特定の職能者のみから構成される協同組織ではなく，地区内居住者一般，いわゆる「中小産者」を構成員とする地域的協同組合であり，実際にも，1940年度末の産業組合組合員総数774万人のうち農業者は67%程度で，他は，勤労者，小商工業者，水産業者，林業者等であった。しかし，戦時統制として行われた団体再編成（43年の農業団体法の施行による産業組合と農会その他農業団体の統合）により，それまでの農村の産業組合は，職能別統制団体としての性格を強くもった「農業会」に統合された。農業会においては，それまでの産業組合の構成員のうち，農民ならびに農地所有者を強制加入の「当然会員」としていたが，これとならんで「任意会員」の規定を設け，両者をあわせて会員としていた。この任意会員は当然会員たる農業者の資格

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（一反歩以上耕作）に満たない農家や関連業者のほか地区内一般居住者等とされており，事実上それまでの産業組合の組合員だった非農家をすべてそのまま「包括承継」したものだった。またこの任意会員は，会員としての権利においては当然会員と同等であり，議決権も等しく与えられていた。(注4-2)

（b）戦後農地改革と農協の奨励

それでは，強制加入の統制団体から組合員の加入・脱退の自由が保証された戦後の農協へと，どのような経過をたどって制度が成立したのだろうか。

戦後の農協法の成立過程においては，農地改革による自作農の創出が重要であった。1945年12月９日「農地改革についての連合軍最高司令官覚書」で，46年３月15日までに農地改革計画をGHQ（連合国総司令部）に提出することが求められ，そのなかでは，「不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転」等が指示されるとともに，「小作人であった者が再び小作人に転落しないための合理的保護の規定」として，「非農民勢力の支配を脱し，日本農民の経済的，文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画」が，含まれていたからである。(注4-3)

（c）農林省による農協法案の策定とGHQによる指導

それを受けて日本政府（農林省）は，農地改革の一環として「農業協同組合に関する法律」の策定準備に入った。当初の農林省側からの農協法案（46年３月15日）の特徴は，合田によれば，(注4-4)第一に組合員については「農業を営む者及び農業に従事する者」については強制加入であること。第二に，組織は部落には農事実行組合を，市町村，都道府県，全国には各々一協同組合を設置するという厳格な四段階制をとっていること。第三に，機能面では統制機能が最も重視されていること，等であった。農林省の第一次の農協法案においては，農業者の農協への加入は引き続き強制という案であった。

このような農林省の第一次案に対しては，GHQの担当部署であるNRS（天然資源局）農業課が反対し，①任意加入制度，②投票権を有する組合員は実際に農業に従事している農民に限定すること。１組合員１票。代理投票の禁止。③準組合員の権利は，投票権を除いて正組合員と同等とすること。④役員の被選挙権は投票権を持つ組合員に限定すること，等の諸原則を満たす農協に関する計画を２ヵ月以内に提出することを求めた。(注4-5)

以上のようなGHQからの指示により，政府（農林省）は，６月22日に閣議決定された農協法要綱（第２次案の１）で，第二「組織」の「四　加入及び脱退」のなかで，「組合員の加入及び脱退は，これを自由とすること」としている。ここにおいて組合員の加入脱退の自由が法案上初めて明文化されたことになった。ただし，第２次案の１で実現した組合員の加入脱退の自由は，いまだ形骸化されたものだった。(注4-6)それは第２次案の１では，組合の設立要件が厳しく，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

組合設立の自由が強く制限されていたからである。

このような農林省の第２次案に関しては，GHQ内部では評価が分かれた。NRSとESS（経済科学局）の配給価格統制課が，食糧集荷の重要性という観点からこの第２次案を支持したのに対し，GS（民政局），ESSの他部局からなる多数派は，「農業会を廃止し，真の農協を将来組織するための法制をつくる」という立場から政府案に反対した。GHQ内部での合意形成は難航したが，46年12月２日に行われた楠見農林次官とNRSの担当官ハーディとの会談で，楠見次官が，GHQの承認が得られれば新たな食糧集荷機関の設立を計画するという見解を打ち出したことで，食糧集荷問題を考慮して妥協する必要がなくなり，より抜本的な改革の方向でGHQ内部の意見が集約された。(注4-7)

その結果出されてきたのが47年１月15日の「農業会の清算及び農業協同組合の設立のための新立法についてのGHQ天然資源局覚書」である。この覚書で示された農協法がもとづくべき諸原理としては，①自発意思にもとづく，開かれた組合員制度として，ⓐ正組合員資格を農民に限定，ⓑ農業生産に関与していない人々に准組合員の資格を認めること，准組合員には選挙権以外のすべての権利を認めること等，②民主的な代表制度として，ⓐ一人一票，ⓑ代理投票の原則禁止，③資本に対する利率を法定利子率とほぼ等しいものに制限すること，④組合事業の利用分量に応じた剰余金の分配，等が含まれていた。(注4-8)以降農林省とNRS農業課との間で農協法案に関する協議が続けられることとなったが，この覚書が方針となっていく。

GHQ天然資源局の覚書を元に農林省が農協法案の邦文を作成し，数次の法案を経て成立した最終案（47年11月19日，47年法律第132号）では，組合員資格に関しては，第十二條で「農業協同組合の組合員たる資格を有する者は，左に掲げる者で定款で定めるものとする。一　農民　二　前号に掲げる者の外，農業協同組合の地区内に住所を有する者で当該組合の施設を利用することを相当とするもの（准組合員の規定）」と定義された。

また組合への加入脱退の自由，営利を目的としないこと，出資に対する配当の制限と事業利用に応じた配当等，GHQの強力な指導の下とはいえ，戦後の農協は，協同組合原則に則った，農民の自発的な職能組合として発足したといえる。

（ｄ）農協法制定後の農協の設立状況と農家経済の実情

農協法制定後の農協の設立状況を振り返ってみると，農業会の解体と並行して農協の設立と農家の加入が急速に進んだため，戦後の農協は「農業会の看板の塗り替え」「農協への加入は半強制的」との批判もあるが，当時の農家経済の実情を考慮する必要があろう。

農協法が成立したころの農家経済の状況を簡単にみておけば，まず経営耕地面積に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

関しては，農地改革の結果として自作農が圧倒的になったとはいえ，その耕地面積は小さく，１ha未満が75.7％を占めるという状況であった（農林省「昭和24年農地調査結果概要」）。また農家経済も，1948年度まではインフレもあって名目的な農家所得は増加したが，いわゆるドッジ・プランが実施された49年度には，農産物価格の下落から農家経済余剰が赤字になる（農林省「農家経済調査」）など，安定的な経営環境とはいえない状況であった。

農地解放は，地主的土地所有制を解体して小作農民を土地所有者にし，土地所有と農業経営を結合させたが，経営規模の零細性を解消させるものではなかった。したがって，農民が経済的・社会的地位の向上をはかるためには，農業生産力の増進，生産物の有利な販売，消費生活の改善など，いろいろな面で協同することが必要だったこと(注4-9)が，農協の結成とそれへの加入を早めた主体的要因として指摘できよう。

b　准組合員からの共益権の排除

前述のように，農協法では准組合員から共益権的権利（議決権，選挙権等）を排除している。この背景としては，第一に戦前の産業組合は実質的に地主層を経営基盤とし，不耕作地主が組合を支配するメカニズムを作り上げていた(注4-10)のに対し，戦後は農地改革を経てこのような事態を再現させないため，非農民的支配の排除を基本に農協制度が作られたということがある。第二に，一方で組合員を農民だけに限定することになれば，戦前の産業組合以来の非農民組合員の出資引上げや貯金の流出による財務的困難が生じる可能性もあり，それを避けるために，共益権を排除した准組合員という資格を用意したと考えられる(注4-11)。

c　員外利用の制限

員外利用に関しては，戦前の産業組合では「例外的な規定」(注4-12)であったとされるが，戦後の農協法の成立過程においては，以下のような過程を経て制度が形成された。

まず日本政府（農林省）案については，第一次案では，基礎組織である農事実行組合に関しては農業者による組織という位置付けになっているが，市町村農協の事業に関しては，「組合員たり得ざる一般のものに之を利用せしむること」という案を出している(注4-13)。

GHQが員外利用に関して言及したのは，農林省の第六次案に対して出された「農林省により作成された農業協同組合法案についての変更および修正に関するGHQ天然資源局の提案」のなかにおいてである。そこでは，第十條に関して「協同組合は，定款の定めるところにより，組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し，組合員以外との取引による事業は，一事業年度において，協同組合によって行われた事業の総財務量の20％をこえてはならない」(注4-14)という条文への変更を要請した。そして国会に提出された第八次案のⅡにおいては，第十條「組合は定款の定めるところにより，組合員以外の者にその施設を利用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

させることができる。但し，一事業年度における組合員以外の者の事業利用分量の総額は，当該事業年度における組合員の事業利用分量の総額の五分の一を超えてはならない」(注4-15)との規定が入った。

戦後農協法における員外利用制限の原点は，日本側からの提案とGHQによるそれに対する量的制限の付与という経過で制度化されたものといえる。

d　小括

以上のように戦前の産業組合から戦後の農協法成立の過程を概観してみると，農協は制度としては戦後職能組合に変化したものの，准組合員制度の存在や一定の範囲内での員外利用を許容する等，地域に開かれた協同組合であるという実態は，戦前から一貫しているといえる。GHQと農林省との間で，日本の農村には職能組合と地域組合のどちらが適当かという明示的な論議がなされた形跡はないが，わが国の農村自体に共同体的な色彩が強く，特定の職能だけに限定した協同組織よりも，広く地域に開かれた協同組織の方が，運営の効率性・安定性の面でより適合的であることが，准組合員制度の導入等に反映しているのではないかと考えられる。

(注4-2) 鈴木（1983）23-25頁
(注4-3) 小倉・打越（1961）4-5頁
(注4-4) 合田（1991）277頁
(注4-5) 同上　280-281頁
(注4-6) 同上　284頁
(注4-7) 同上　288-289頁
(注4-8) 小倉・打越（1961）111-113頁を要約
(注4-9) 全中（1994）６頁
(注4-10) 伊東（1989）
(注4-11) 関・山岡・小林（2000）
(注4-12) 小倉・打越（1961）679頁
(注4-13) 同上　14頁
(注4-14) 同上　244頁
(注4-15) 同上　306頁

(2)　環境変化への農協の対応

a　農協法の多面的性格

農協法は，第１条において農業政策上の特別法という位置付けができるとともに，農協の自主的民主的な協同組合という性格も明らかにしており，後者は農協が自ら変化することを許容する(注4-16)。そのことは，本稿で取り扱う組合員制度についても当てはまる。

まず，目的規定である第１条には，農協法の２つの異なった性格が示されている。第１条には，「農業者の協同組織の発達を促進することにより，農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り，もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」とある。ここには，「農業生産力の増進」というまさに農業政策の目的とともに，「農業者の経済的社会的地位の向上」という農業政策にすべてが含まれるわけではない目的が並んでいる。「農業者の経済的社会的地位の向上」には，多様な内容を含むことが可能である。時代の変化，農業者の価値観の変化により経済的社会的地位の意味は変化することが必然である。組合員である農業者を主体とした自主的民主的な協同組合としての性格を表す目的と考えられる。

また，正組合員は農協法で農業者としているが，その農業者の範囲は定款で定めて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いることは，協同組合の自主性が正組合員の資格に及んでいることを示している。すなわち，正組合員となる農民（改正後は農業者）の範囲は各組合の判断にゆだねられており，その組合の置かれた状況や方針の変化に対応して変更することが可能である。

さらに，准組合員制度を持つことによって，結果として混住化，都市化の進展という農村，集落の変化が農協の組合員構成に大きく影響することにつながった。戦前の産業組合が農家以外も組合員とする農村協同組合であり，地域組合の色彩が強かったという歴史的な経緯からも，その後の農村，集落の現状との整合性からも，准組合員制度は定着し，またそれは農協の非農業的要素の拡大に影響した。

農協の事業範囲が広範にわたっていることは，環境変化に対応した経営・事業の多様化を可能にした。農協法第10条には，営農指導事業，信用事業，共済事業，販売事業，生活事業等様々な分野が事業範囲として並べられている。「農業生産力の向上」という政策目的に直接的に対応するものだけでなく，第１条の後半の目的である「農業者の経済的社会的地位の向上」に対応する事業分野についても多く含まれている。また，有価証券の売買，有価証券の貸付け，国債，地方債，政府保証債の引受け，両替等，農協の事業分野は信用事業を中心に拡大してきた。

このように農協法の第１条の目的規定は，「農民」が「農業者」に代わって農業を営む法人を加えた以外，農協法発足当時から変更されていないが，第１条も含め，農協法自体は民主的な協同組合としての性格を明確に持つ。組合員制度についても，①正組合員である農業者の範囲の定款による決定，②准組合員制度による非農業者の組合員化，③広範な事業が認められているため環境変化に対応した事業の多様化が可能など，農協は自ら変化することが可能な構造を持っている。このことが，以下にみるように，農協の組合員の構成，組合員と事業や運営との関係などの組合員制度が，農協法の範囲内で環境の変化に適応して実質的に変化することを可能にしたといってよいだろう。

b　農家および農家経済の変化

農協を取り巻く環境は，農協法創設以来大きく変化しているが，なかでも組合員制度への影響の大きい農家および農家経済の変化についてまとめておきたい。

長期的な農家戸数の推移をみると（第4-1図），60年には農家数606万戸から05年の農家数は284万戸となり，総数では60年の２分の１以下となった。

また，60年の農家の内訳をみると，専業農家208万戸，第１種兼業農家204万戸，第２種兼業農家191万戸とほぼ３分の１ずつの構成であった。それが，05年の農家数284万戸の内訳は，専業農家が44万戸，第１種兼業農家31万戸，第２種兼業農家120万戸，自給的農家89万戸となり，第２種兼業と自給的農家を合わせると約４分の３を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4-1図　農家数の推移

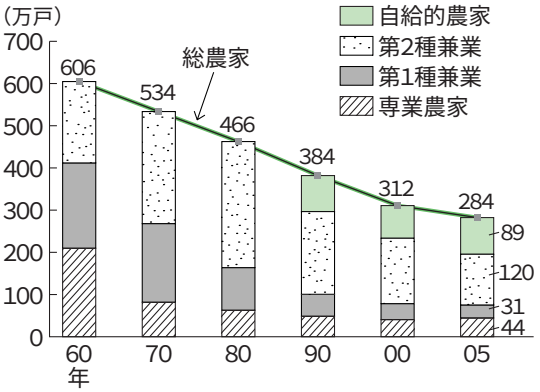

出典　農林水産省「食料・農業・農村白書参考統計表　平成16年度」，同「2005年農林業センサス農林業経営体調査」

占めるなど，その構成は大きく変化した。さらに，規模が零細で（耕作面積５ａ以上10ａ未満），農林水産省の統計上の農家定義には入らないいわゆる「土地持ち非農家」も，00年には農家数の35%に及ぶまでに増加した。大多数の農家では兼業化が一層進展するとともに，高齢化や後継者不足，農業所得の減少等によって，経営を縮小する農家が土地持ち非農家へ推移してきたとみられる。(注4-17)

また，農家における高齢化の進展は著しく，農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は68年度の12%から04年度には46%まで上昇した。このことを反映して，農協の組合員も高齢化しており，当総研「農協信用事業動向調査」（以下「動向調査」調査時点03年11月）によれば，107組合の准組合員も含めた組合員のうち70歳以上が31%，60歳代が22%と60歳以上が過半を占めている。

農家経済も大きく変化し，60年と03年を比較すると，農家総所得に占める農業所得の割合は49%から14%に低下する一方で，農外所得は43%から56%へ，年金・被贈等の収入は７%から30%へと上昇した。

このように，長期的に農家数の減少という量的変化とともに，農家の兼業化，土地持ち非農家の増加，高齢化，農家経済の変化など質的にも農家は大きく変化した。また，農家の減少と都市化による非農家層の農村への流入によって，農村の混住化，都市化は進展し，例えば農業集落における非農家の割合は00年には89%に達している。

c　農協の対応

このような変化に適応するため，農協は多様な組合員を取り込み，また，正組合員中心のガバナンスは維持しつつも，多様な組合員と地域住民も含む利用者の意見を事業・組織に反映させ，結果として多面的な活動を行ってきた。

（a）多様な組合員の包含

ア　正組合員の範囲拡大

正組合員である農業者の資格要件は，各農協の定款によって定められているが，地域の実態に応じて資格要件の変更が行われてきた。第4-1表のとおり，75年には耕作面積10ａ以上を資格要件としていた組合の割合は80.6%であったが，00年には77.4%に低下，農業従事日数についても90日以上としていた組合の割合は75年の91.8%から00年の86.1%へ低下した。農家の兼業化が進行し，自給的農家や土地持ち非農家も増加するなかで，こうした資格要件の引下げ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

によって，管内の農家の多くが引き続き正組合員として，農協のメンバーであり続けたとみられる。第4-2図にみられるように，農家数に農業センサスによる「土地持ち非農家」を加えるとほぼ正組合員戸数に一致する。

農業センサスという一統計上の定義による農家数と，農協の正組合員戸数とのかい離について批判する向きもあるが，「土地持ち非農家」という小規模でも農地を持ち農業に従事する者も含めた実質的な農家全体を，各農協は定款にもとづいて正組合員としてきた。

本稿（上）2（前月号に掲載）にみたとおり，農地の集積による地域営農の組織化の必要性はますます高まっているが，その実行にあたっては農地の貸し手としての「土地持ち非農家」も含めた地域全体での取組みがカギとなり，また農協には農地利用調整機能の発揮が求められている。地域農業の振興という視点も含めて，「土地持ち非農家」も含めた実質的な農家全体が，農協に正組合員として加入していることは，積極的に評価すべきと考えられる。

なお，資格要件の引下げは全国一律の動向ではない。総合農協統計表で75年と03年の正組合員の資格要件を地域別に比較すると，中国・四国や近畿，関東などでは耕作面積や農業従事日数を引き下げる一方，北海道で引き上げており，地域の実態にあった対応が行われていることがうかがえる。

第4-1表　組合員資格要件別農協数割合とセンサス農家定義

（単位　農協数，%）

				75年	00
正組合員資格要件	耕作面積	該当農協数		4,721	1,387
		構成比	10a以上	80.6	77.4
			5～10	15.1	17.4
			5未満	4.3	5.1
	農業従事日数	該当農協数		4,684	1,394
		構成比	90日以上	91.8	86.1
			60～90	5.3	8.9
			60未満	2.9	5.0
農家定義センサス	経営耕地面積			東日本10a以上，西日本5a以上	全国10a以上
	農産物販売金額			7万円以上	15万円以上

出典　内田（2003）
資料　農林水産省『総合農協統計表』『世界農林業センサス』『農業センサス』

第4-2図　正組合員戸数と農家戸数

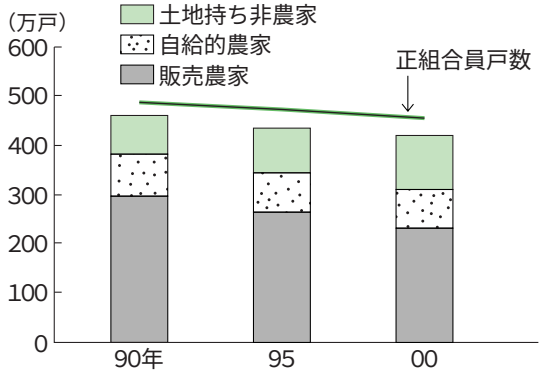

資料　第4-1表に同じ

イ　准組合員の増加

このようにして正組合員戸数の減少は，統計上の農家数の減少より小幅なものにとどまることとなった。一方，農村の混住化や都市化により農協管内の非農家が増加するなかで，准組合員数は増加を続けている。

正組合員数は1950年度の645万人から04年度の506万人へと長期的に緩やかに減少しているが，一方准組合員は50年度の57万人から04年度には7倍の409万人まで増加し，准組合員比率（准組合員数／組合員数）は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

50年度の8.1%から04年には44.7%まで上昇した。

（b）多様な組合員に対応するガバナンス

農協の最高意思決定機関である総会における議決権は正組合員のみが持ち，また総会に代わって意思決定を行う総代会を構成する総代の選挙権，被選挙権も正組合員のみが持つ。また役員の選挙権も正組合員に限定されている。このように，正組合員が農協のガバナンスの中核を占めている。

それとともに，多様な組合員・利用者が，農協の経営・運営に参画し，その意思が反映できるシステムが工夫されている。

第4-3図は農協における組合員・地域住民の意思反映システムのモデルを図示したものである。正組合員がガバナンスの中心となっている総会，総代会，理事会，経営管理委員会というルートのほかに，集落組織，生産部会や女性部，利用者組織などの機能別・目的別組織，支所別・地域別運営委員会があり，またモニターや事業協力委員などの仲介者，農協の役職員，アンケートなどの情報媒体を通じた意見・要望の把握も行われている。作物，活動，利用している事業，地域といった共通の軸を持つ組合員・地域住民のグループが数多く存在し，グループごとに意見が取りまとめられ，また意見の調整を行う場も作られている。こうした多様な意思反映システムが構築されているのは，農協が多様な組合員や地域住民に対して，多面的な事業・活動を行っており，それに対応して，農協が，利用者が運営に参画するという協同組合の基本的な原則に即して，きめこまやかに意思反映システムを作り上げてきたことを反映した

第4-3図　農協の組合員・地域住民の意思反映システム（モデル）

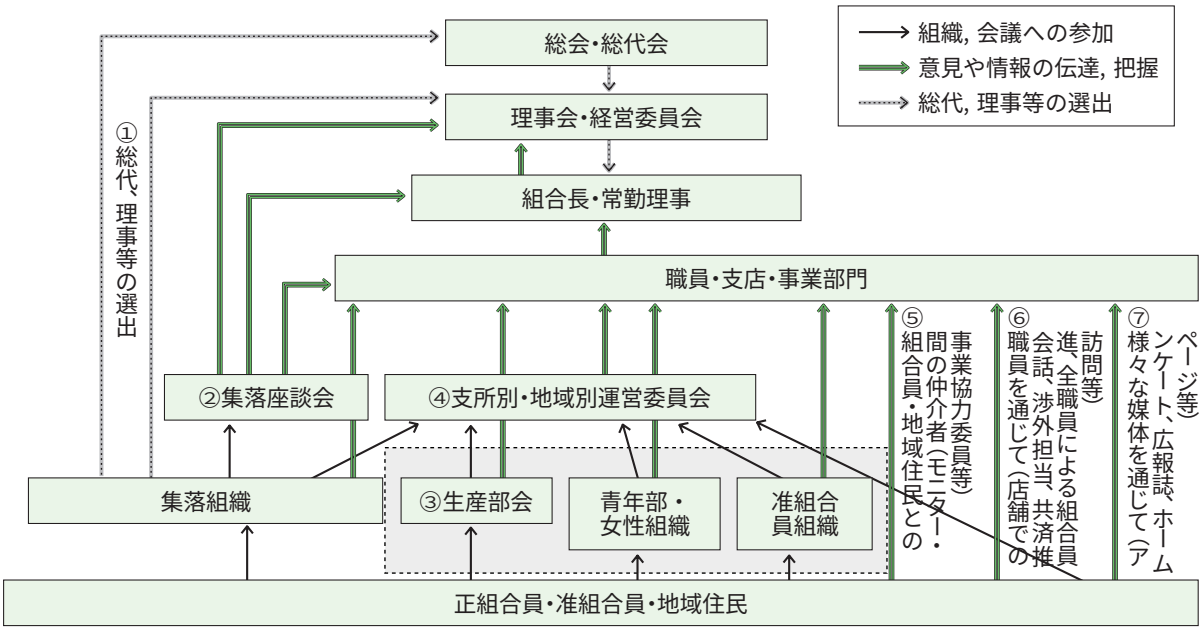

出典　斉藤（2003）
（注）　増田佳昭『協同組合における組合員の経営参加』，農林中金総研編『JAファクトブック』を参考に筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ものといえよう。

総会，総代会における議決権は一人一票である。一人一票制では大多数の兼業農家の声が農協運営に反映されやすいという批判があるが，一人一票制は協同組合原則からいえば当然のことであり，農協法も一人一票制を定めている。その一方で，農協では，このような分権化した意思反映システムも構築しており，例えば，特定の作物についての生産や販売の方針などは，該当する生産部会を中心に意思決定が行うことができるなど，特定のグループの意見も尊重される仕組みとなっている。

ここで，准組合員の農協運営への参画についてみると，准組合員比率は４割を超えるまでに上昇したが，前述のとおり，准組合員が共益権の多くを持たないことによって，正組合員中心の農協運営が維持されてきた。

一方で，准組合員が農協運営に参画し，意思反映を行うことができる場も工夫されている。全中「JAの活動に関する全国一斉調査」（調査基準日2002年４月）によれば，准組合員が，「利用者組織のメンバーとなる」（65.8％），「集落座談会へ出席する」（42.0％），「総会へ出席する」（29.1％）ことを通じて農協運営に参画するのは，比較的多くの農協でみられることである。また，少数ではあるが，准組合員が事業運営委員会のメンバーや役員（理事，監事，経営管理委員）になっている農協もある。

さらに，農協の地縁的な基礎組織であり，意思反映や意見調整の場でもある集落組織が正組合員と准組合員の両方を含んでいる農協は「動向調査」（調査時点02年11月）によれば，44.4％にのぼっている。集落組織への組合員加入においては，集落組織の組合長の確認を得ることとし，かつ，「新組合員のつどい」によって准組合員にも協同組合への基本的な理解を得るように努めて，積極的に集落組織の一員として准組合員を迎え入れている農協の事例がある。また，准組合員の代表からなる代議員会を設置して，准組合員に農協の事業報告，事業計画を説明するとともに，准組合員から農協運営に対する要望・意見を聞く場を設けている事例もある。(注4-18)

准組合員制度については，准組合員が増加するなかで農業者の利益を損なわないための適切な運用が必要である，また准組合員には議決権がないことが協同組合原則に反するという，２つの批判がある。これらは，前述のように准組合員の増加が農業者の利益を損なうことがないよう正組合員中心のガバナンスを農協運営の核としていることを理解しておらず，また，准組合員にも集落座談会や利用者組織など多様な意思反映の場が工夫されており，それを通じて准組合員も農協運営に参画することが可能となっているという実態を無視した議論である。農協の現場では，農協法に沿い，かつ協同組合原則を尊重した誠実な取組みが行われているのである。

（ｃ）組合員ニーズに沿った事業の拡大

日本の農業生産額および数量は80年代半

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4-4図　保健・生活文化関連事業の実施農協割合
（2003年度）

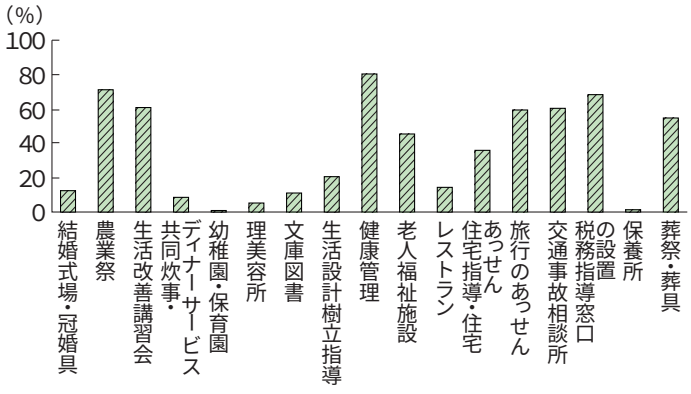

資料　農林水産省『総合農協統計表』

ばにピークアウトし減少傾向に転じた。それとともに農協の販売取扱高，生産資材取扱高は減少に転じたが，一方，貯金，貸出金，共済保有高は長期的にみて増加傾向を続けてきた。

専業農家，兼業農家，自給的農家，土地持ち非農家と多様な正組合員を抱え，また准組合員も拡大するなかで，組合員のニーズは農業関係にとどまらない多様なものとなっており，農協がそれに対応した結果が信用・共済事業などの事業量の拡大であると考えられる。

また，第4-4図にみられるように，健康管理，生活改善指導，税務指導窓口の設置など，組合員の生活の向上にかかる広範な事業にも農協は取り組んできた。

（d）員外利用規制遵守への取組み

信用・共済・生活購買事業等については，非農家でも農家と同じようにそれらのサービスを利用するニーズを持っている。農協は地域における主要な金融機関であり，購買店舗であるなど，地域住民にとって利便性が高い施設であることが多く，特に高齢化と過疎化の進展により，地域における農協施設の重要性は高まっているものと思われる。また，農協経営の面からも恒常的に事業分量を確保することで，生産性の向上や経営の安定がもたらされる。こうしたことから，農協法では，原則，員内利用分量の５分の１を超えないという一定の範囲内で，組合員でないものが組合の事業を利用することが可能となっている。

員外利用規制に違反している実態があるのではないかという批判もあったことから，03年３月に員外利用規制に関する事務ガイドラインが改訂され，農協は組合員資格の確認，資格別の事業分量を把握できる体制整備が求められることとなった。これを受け，農協系統では，組合員資格の定期的な確認，員外利用事業把握体制の整備を行い，また農協が法令やガイドラインに抵触する場合には改善計画の作成とその計画的実践に取り組むこととした。連合会による農協への指導も含め，系統全体で員外利用規制遵守に取り組んでいる。

d　組合員制度見直しの必要性

このように，農協は，農協法の範囲のなかで，農家の変化に対応して多様な組合員を取り込み，かつ組合員・地域住民の意見を事業・経営に反映させるシステムを構築し，それらのニーズに沿って事業を行ってきた。結果として地域のほとんどの農家を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

包含し，それに比肩する准組合員をも抱え，地域農業の振興や農村の安定的な発展に寄与してきた。

一方，農協法には，農業政策の特別法という性格も示されている。農協法制定時，農業政策面から農協に期待されたのは，「自作農維持」ということであり，農協が正組合員とする農民，すなわち，みずから農業を営み，または農業に従事する個人は，そのまま，農業政策の面からも育成，確保する対象であった。

しかし，1961年に制定された農業基本法以降は，いわゆる構造政策として，政府は高い生産性を実現する農業の担い手の育成・確保を掲げ，育成の対象範囲は全農家から一部の農家へと絞られている。すなわち，構造政策による育成対象は，農協が土地持ち非農家までも含めた実質的農家の大多数を正組合員としている現状に比べ，極めて範囲が限定されたものとなっている。さらに，07年産から導入される品目横断的経営安定対策は，これまで以上に限定された担い手に集中した政策である。

このように，組合員の実体と農業政策上の担い手の範囲との乖離がますます拡大していること，また組合員は大きく変化し，農協の経営・事業も多様化していることからみて，農協法第１条も含めて，農協の組合員制度についての見直しを検討することが必要な状況にあると考えられる。

（注4-16）藤谷（2005）７頁
（注4-17）内田（2002）の土地持ち非農家についての分析による。
（注4-18）斉藤（2003）（2005）はこれらの事例を紹介している。

＜参考文献＞

・合田公計（1991）「占領政策と農協法の成立」 全中『協同組合奨励研究報告　第十七輯』
・石田正昭（2005）「協同組合の特性を生かしたＪＡ改革―1995年ＩＣＡ声明を基準として―」 協同組合論の今日的解釈研究会『農業協同組合の今日的解釈と将来への展望―「協同組合論の今日的解釈研究会」中間報告―』43-45頁
・伊東勇夫（1989）「戦後農協の変遷と農協論の展開」『日本農業年報第36集　農協四十年―期待と現実―』御茶の水書房
・内田多喜生（2002）「農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化」『農林金融』２月号，20-22頁
・内田多喜生（2003）「農家構造の変化と農協の組織基盤への影響」『農林金融』７月号，2-17頁
・小倉武一・打越顕太郎監修（1961）『農協法の成立過程』協同組合経営研究所
・斉藤由理子（2003）「農協の組合員，地域住民の意思反映システム」『農林金融』８月号，28-45頁
・斉藤由理子（2005）「集落組織の変容と改革方向」『農林金融』12月号，18-34頁
・鈴木博編著（1983）『農協の准組合員問題』全国協同出版
・関英昭・山岡英也・小林群司（2000）「わが国農業協同組合法制と海外の協同組合法制に関する研究」全中『協同組合奨励研究報告　第二十五輯』
・全中編（1994）『ＪＡ教科書　農業協同組合法』家の光協会
・藤谷築次（2005）「ＪＡ運動の将来方向と改革の課題」総研レポート17基礎研No.2，農中総研
・船曳哲郎・田中宏尚・明田作（2005）『新農協法三訂』全国協同出版
・両角和夫（2004）「構造変化を支える支援組織－農協に焦点を当てて－」『農業経済研究』第76巻第２号

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

5　農協の今後のあり方を展望するにあたって

以下では，農協制度を巡る最近の主な議論のなかから，農協制度の将来方向を論じているものを紹介するとともに，欧州における協同組合の位置付けや新たな動きを紹介し，今後の農協の将来方向について検討するうえでの参考としたい。

⑴　農協の将来方向についての議論

a　「制度としての農協」から協同組合としての自立へ

02年に農林水産省に設置された「農協のあり方についての研究会」の座長を務めた今村（2003）は，研究会の報告書「農協改革の基本方向」の概要を，次のようにまとめている。

改革の基本理念は「農協系統は，経済社会のなかで一般企業との競争に勝ち抜き，そのうえで，農業者や消費者に選択してもらえるようにする」とした。改革の基本方向は，①農協系統の経済事業の内容を抜本的に見直す，②組合員等のメリットを基本としつつ，「経営者」としての自覚と能力のある人材を選任し，その経営者が責任の所在を明確にし，役職員が一体となって改革に取り組む，③単位農協は，経済事業等についての自立を目指し，全農については連合会の本来の任務である農協の補完に徹する方向を目指す，の３点をその核心とし，①国産農産物の販売の拡大，②生産資材コストの削減，③生活関連事業の見直し，④経済事業等の収支均衡，の４点を具体的改革方策とした。

さらに，「農協改革の基本方向」は，行政を補完する制度として機能してきた農協について，「今後は農協を特別扱いしない」「農協系統が自立するべき」とし，行政と農協との関係を基本的に変更することを明らかにしたが，太田原（2003）は，このことが戦後50年続いてきた「制度としての農協」の終焉を意味するという。そして，農協が協同組合として自立する条件として，食糧自給率の向上など国民食料について農政が責任を果たすこととともに，農協側は，農業という「職能」に立ち返り，地域農業の発展に全力を尽くし，地域社会から支持され共生できる道を歩むことを提起する。

b　協同組合原則に基づく農協改革

石田（2005）は，協同組合原則に基づく，協同組合の特性を生かした農協改革を提起している。

農協法の目的は「食料および農業に関する協同組織の発達により，組合員の経済的利益の増進を図り，もって農業農村の持続的な発展に寄与すること」とし，産業政策上の特別法という位置付けを表すものから組合員主権の内容へと変更，また農業者だけで農協を組織するのではなく，生産者と消費者が相互に関与して農業農村を守り育てる協同組合とする。名称も「食料・農業協同組合法」に改称するとしている。

また各組合はメンバーシップ制（出資関

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

係が利用関係に優越）とユーザーシップ制（利用関係が厳しく問われる）のどちらかを選択し，メンバーシップ制では員外利用は無条件で認めるが税法上の恩典は廃止，ユーザーシップ制では員外利用，准組合員制度は認めず，すべての利用者を正組合員化する方向が示されている。

c 「農業を紐帯とした地域社会づくり」を目指す地域組合化

青柳（2005）は，組合員資格や員外利用の規制強化を求める最近の規制強化論について，敗戦直後の食糧不足に対応して作られた農協法に基づいて，専業農家によって組織された農協に復帰させようとする，時代錯誤的「農本主義的」農協論に立脚したものであるとする。

また，信用・共済事業への傾斜は営農面活動をおろそかにしているからだ，日本農業をダメにしたのは農協だ，などの批判に対しては，農協の組織・事業構成の歴史的変化は，農産物輸入増大による地域農業衰退や農家の兼業化，農村の都市化，高齢社会化を反映したものとし，日本農業の縮小傾向については農政や産業政策全体がまず問われるべきとする。

そして，すでに現在の総合農協は多様な地域住民によって組織されているため，専業的農家のみによる総合農協再組織化の展望はきわめて非現実的であり，21世紀の農協は，家・職業，性別等の「属性」ではなく，「農業を紐帯とした地域社会づくり」を目指す「同じ志」に依拠し，農業者を中心としつつも商工者や消費者等地域住民の参加も受け入れ，地域組合化の観点から模索すべきとしている。

d 産消混合型協同組合

河野（1998）は，「産消混合型協同組合」として，農畜産物の生産者と消費者が一緒に設立し，ともに組合員となって運営する組合を提唱している。

この組織は，①一般国民に農業とかかわりを持つ新しいライフスタイルを提案し，農業問題の解決に必要な農業への国民的コンセンサス形成に役立つ，②存在意義が問われている農協再生のシナリオとなる可能性を持つ，③企業による食・農・地球環境支配とそれをつうじた人間支配に対する砦となる，などの意義を持つとする。

今後の展開としては，①農協の外側に産消混合型協同組合を持つ，②既存の総合農協の産消混合型協同組合化，③農協，森林組合，漁協など各種協同組合の総合的再編，などのシナリオがあるとする。

また，「産消混合型協同組合」は職能を超えた混合型協同組合であり，かつ地域内にとどまらず異地域間の生産者と消費者の協同を視野に入れることから，職能組合か地域組合かという議論に「第３の類型」を付加するといってもいいかもしれないと位置付けている。

e 「本来の協同組合」への脱皮と「農業と地域社会に根ざした組織」としての改革

藤谷（2005）は，農協事業・経営・組織

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の危機の原因は，環境変化に対する農協陣営の対応の立ち遅れにあるとする。

農協運動の今後の方向としては，現在行われている他律的，各論先行的改革でなく，JA綱領前文に明示された農協運動の新しい方向に沿った改革を提示する。

それは，①行政補助機関から，ICAが提示した運動理念に基づき行動する「本来の協同組合」に向けて脱皮し，②農業面活動を本来業務とする「職能協同組合主義的組織理念」から，農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たす「地域協同組合主義的組織理念」へと転換して，新しい農協づくりに向け改革を進めることとする。

f　環境問題の解決への取組み

両角（2004）は，地球規模の環境問題発生に対し，農業はバイオマス・エネルギーの供給が可能という特性を生かし環境問題解決に取り組む必要があり，この新しい農業実現のための社会システム構築・運営の担い手として，農協を位置付ける。

農協はすでに，地域の農地利用・管理，土地基盤整備等にかかわり，担い手としての条件は十分に持つが，①経営悪化，②利害の分化する組合員間の意思反映での問題，③活動的農家グループを取り込めない，などの問題を抱える。そのため，農協を地域の組合員の意思決定と日常必要な活動を行うコミュニティ農協と，事業農協に分け，これらをネットワークで結ぶネットワーク農協構想を発展させるとともに，社会的システムの構築・運営を行う部署，技術開発を担当する研究開発部門の設置が必要とする。

g　小括

これらの論調の基本的な論点は，①農協制度と農協の実態との乖離にどう対応するか，②政策目的を担う機関としての農協と協同組合原則との関係をどう整理するか，③農協の経営・事業・組織の弱体化にどう対応するか，である。

これらの課題に対応した望ましい農協制度については，農協が協同組合としての立場を強めること，農協の目的を農業だけでなく，食料，地域，環境等を含むより広いものとしていくという将来方向を示すものが多い。

(2)　欧州における協同組合の位置付けと新しい動き

a　欧州における協同組合の存在感

1985年に設立された国際協同組合同盟（ICA）には，世界の約90か国の協同組合連合組織が加盟しているが，これらの組織には８億人以上の組合員がいる。ICAのホームページ(注5-1)によれば，94年に，国連は約30億人，つまり世界人口の約半分に相当する人々の生活は，協同組合による恩恵を受けていると推定した。このように，協同組合は世界中に存在し活動を行っているが，以下では欧州の動向をみていくこととする。

ICAの欧州支部と欧州協同組合統合委員会が05年１月に設立したコーペラティブ・

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ヨーロッパによれば，欧州の33か国には23万５千の協同組合があり，１億４千万人の組合員を抱え，540万の雇用を創出している。前述のICAのホームページは，以下のような欧州各国の統計データを紹介している。

・ベルギーでは協同組合の薬局が19.5%の市場シェアを持っている。
・フィンランドのペレルヴォ連合会に属する協同組合は，肉製品の74%，乳製品の96%，卵の生産の50%，林産物の34%を生産している。
・ノルウェイでは，酪農協同組合が牛乳生産の99%，漁業協同組合が総輸出の8.7%，森林組合が木材の76%のシェアを占める。消費生協は25%の市場シェアをもっている。人口450万人のうち150万人が協同組合の組合員である。
・フランスでは，２万１千の協同組合が70万人の雇用を提供している。

また，協同組合銀行については，欧州の協同組合銀行23行が加盟する欧州協同組合銀行協会（EACB）が統計データを示している。(注5-2) 04年末にはEU25か国で約１億2,570万人の顧客，65万人の職員，５万８千の支店を有しており，組合員数は約4,450万人である。預金のシェアは，フランスで約50%，オランダで約40%，フィンランド，オーストリア，イタリアで約30%，ドイツでは約18%を占める。

b　欧州における協同組合の位置付け

ここでは，欧州において協同組合がどのように位置付けられているかを，欧州委員会等が発行した文書等に基づき概観してみたい。

（a）欧州委員会の協同組合に関する諮問書

欧州委員会企業産業総局では，01年12月にCo-operatives in Enterprise Europe（進取の気性に富む欧州における協同組合）(注5-3) と題した諮問書を出した。この文書の内容は，協同組合とは何かに始まり，協同組合と一般企業との相違点，協同組合のガバナンス，協同組合法制，コミュニティに対する貢献等，協同組合の様々な側面を網羅している。序章のなかで，協同組合は欧州の経済にとって重要な一部であると認めると同時に，協同組合の場合，成功は単に組合それ自身の高収益だけを意味するのではなく，組合員とその組合が活動するコミュニティの幸福，金銭面，その他の増進も意味すると述べられている。つまり，協同組合の経済的な役割だけではなく，社会的な役割の重要性も認知されているのである。この文書では，こうした役割を果たす協同組合の利益は，一般の企業と同様に保護・促進される必要があり，具体的には，EU内あるいは国内で，活動にとって不公正で不必要な法律上や規制の障壁を取り除くべきだと述べている。

（b）欧州協同組合法の制定

欧州協同組合法（SCE法）は，協同組合の発展を阻害する要因を取り除くための方策の一つである。例えば，北欧等の協同組

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

合のなかには，国境を越えて活動するものもあったが，こうした活動に対する法律が整備されていなかったため，株式会社の子会社を設立して業務を行うのが一般的であった。

欧州内で国境を越えて活動する欧州協同組合（SCE）については，早くも60年代から農協の欧州レベルの連合組織がその創設を訴えていたが(注5-4)，実際に法律が採択されたのは，03年７月22日のEU閣僚理事会においてであった。これほど制定までに時間がかかった要因としては，EUに加盟している諸国に様々な種類の協同組合が存在し，その法的な枠組みも国によって様々であることが挙げられる。

欧州協同組合法は，SCEの設立要件を定めており，これによって設立された協同組合は，欧州会社法によって設立された株式会社と同様に，EU内で２国以上の国にまたがって活動することが可能になる。SCEは主たる事務所がある加盟国で登記し，その国の協同組合法を参照して定款を作成する。ただし，主たる事務所は，解散や新たな登記を求められることなく他の国へ移転することができる。また，すべての多国籍企業と同様に，SCEの各国支部は，置かれている国の国内税務制度と規制に従うこととされている。なお，一国内でのみ活動する協同組合は，依然として国内の協同組合法に従う。SCEの設立は，06年８月16日以降可能になる。

（ｃ）「欧州における協同組合の振興について」

欧州委員会は04年２月にOn the promotion of co-operative societies in Europe（欧州における協同組合の振興について）(注5-5)という文書を欧州理事会，欧州議会など関係機関宛てに発出した。この文書は，先に挙げた諮問書「進取の気性に富む欧州における協同組合」に対して，協同組合セクター等から出された様々な意見を受けた結果として出されたものである。

この文書の目的は，協同組合セクターの存在感を高めその特質や理解を高めることによって，欧州内での協同組合のさらなる利用を推進すること，欧州における協同組合法制を改善すること，コミュニティの目的に対する協同組合のポジションや貢献を維持，改善することである。欧州委員会は，協同組合の潜在的能力は完全には活用されておらず，そのイメージは国内あるいは欧州内において改善されるべきだと考えている。そのために，04年から08年の間に欧州委員会として実施予定の12の方策を文書のなかで示している。そのなかには，先進的な事例についての情報交換や協同組合に対する教育プログラムの実現，協同組合の規制を担当する役所の職員との会合の召集などが挙げられている。

この文書のなかでも紹介されているのが，02年６月に国際労働機関（ILO）が採択したPromotion of Cooperatives Recommendation（協同組合の促進に関する勧告）である。ILOでは，66年に「協同組合（発展途上にある国）勧告」を採択して

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いたが，この勧告は対象が発展途上国のみに限定されていた。しかし，02年の勧告は全世界に適用されるものとしており，雇用創出，資源動員，投資創出，経済寄与における協同組合の重要性，協同組合が人々の経済・社会開発への参加を推進すること，グローバル化が協同組合に新しい圧力，問題，課題，機会をもたらしたことを認識し，協同組合を促進する措置を講じるよう加盟国に呼びかけている。(注5-6)

c　協同組合セクターにおける新しい動き

ここまで，欧州における協同組合の存在感と位置付けについてみてきたが，以下では，近年協同組合セクターに起こった新しい動きを簡単にみてみたい。

スピアによれば，20世紀後半の欧州の協同組合セクターを概観すると，グローバルな市場でより効果的に競争することを可能にするため，金融へのアクセスの改善，事業体の経済的側面と社会的側面の分離の促進，合併や買収により成長を達成するための持株組織の活用等が行われた。すなわち，資本主義的な構造や手法を採用するようになったのであり，協同組合が一般の企業と異種同形化（isomorphism）する傾向がみられた。(注5-7)

しかし，その一方で80年代頃から，特に福祉サービスに関連する分野において，新しいタイプの協同組合の活動が活発化した。経済のグローバル化，福祉国家の衰退等により，協同組合が社会福祉サービスの供給を行う動きが欧州の多くの国でみられるようになった。いくつかの国ではそうした協同組合のための法的ステータスも整備された。イタリアの社会的協同組合（91年），ポルトガルの社会連帯協同組合（98年），スペインの社会起業協同組合（99年）(注5-8)，フランスのSCIC（社会的共通益協同組合，01年）等がそれである。

従来の協同組合が特定の職業に従事する人や消費者等一種類の組合員から構成されるのとは異なり，新しいタイプの協同組合は様々なカテゴリーの組合員から構成されること，また，組合員の相互扶助だけを目的とするのでなく，組合員以外も含むコミュニティ全体のために活動を行うことを特徴としている。

イタリアを例にとってみると，80年代に福祉政策が財政的困難によって危機に瀕し，90年代に入ってからは地方自治体への分権化や非政府組織との関係強化が行われ，社会的協同組合を含む非営利セクターの組織が社会福祉サービスの担い手として重要な役割を占めるようになった。社会的協同組合は，法律が制定される以前から各地で実質的に活動を行っていたが，国法1991年第381号が制定され，社会的協同組合に関する法的な枠組みが整備された。

01年にイタリアの統計局（ISTAT）が行った調査(注5-9)では，5,515の社会的協同組合が活動中であった。社会的協同組合はA型とB型に分かれており，A型は社会・保健サービスと教育サービスの提供，B型は社会的に不利な立場にある人の労働参加を目的とする活動を実施する。ISTATの調査に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

よれば，Ａ型社会的協同組合は3,259組合あり，社会サービス，教育研究，健康・医療，文化スポーツ・レクリエーションの分野で活動を行い，約200万人の利用者がいる。(注5-10) 1,827組合あるＢ型社会的協同組合では，精神病患者，アルコール中毒者，薬物依存者，元囚人等の社会的に不利な立場にある18,692人が働いている。

社会的協同組合は，組合員だけでなくコミュニティ全体の利益を目的とすることが法律で定められている。また，組合員は，労働者，利用者，報酬をもらわないボランティア（91年381号法では労働力全体の50％を超えてはいけないと規定），資金援助組合員（意思決定過程やガバナンス構造への参加はしない），公共団体，協同組合等の法人から構成されるが，91年381号法では複数のカテゴリーの組合員で組合を構成することは義務づけられていない。しかし，ISTATの調査では，複数のカテゴリーで組合員が構成されている組合が82.3％を占めており，「マルチステークホルダー」モデルをとるケースが大半である。

01年の組合員数は，全体で21万1,800であり，そのうち個人は20万7,586人であった。コンソルツィオを除く単位組合の１組合平均の個人組合員数は39人であった。

ｄ　協同組合銀行の社会的な貢献

最後に，協同組合銀行の社会的な貢献について若干触れておきたい。

金融面での利益と同様に，社会的な利益や社会的配当を求める組織による資金供給を「ソーシャル・ファイナンス」「連帯ファイナンス」と総称し，融資先を社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業や組織に限定している銀行を「ソーシャル・バンク」「連帯ファイナンス機関」等と呼ぶ。(注5-11)

こうした金融機関のなかには，協同組合形態をとるものも多い。例えば，イタリアの倫理銀行は協同組合系の金融機関の一種である庶民銀行，フランスのネフは金融協同組合であり，出資の多寡によらず一人一票制をとる。両機関では，組合員の参加を重視しながら，社会的な目的をもつ活動を行う事業体に限定して融資を行っている。そして，透明性を高めるために，融資先の情報をホームページやアニュアルレポートで広く公開している。これらの金融機関の規模は極めて小さいが，業務の社会性や倫理性が利用者に支持され，年々規模が拡大している。

他方，世界的な規模をほこる協同組合銀行であるオランダのラボバンクやフランスの貯蓄銀行も，グループ全体で地域や社会に貢献する仕組みを作って取り組んでいる。(注5-12) 近年は企業の社会的貢献（CSR）に対する注目が集まっているが，ラボバンクの場合，CSRという言葉ができる以前からラボバンク財団によって国内外のプロジェクトを助成するという取組みを行っている。

欧州協同組合銀行協会（EACB）は，05年８月にCorporate Social Responsibility (CSR)：The Performance of Cooperative Banks（企業の社会的責任　協同組合銀行の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

パフォーマンス）[注5-13]と題する文書を発表した。そのなかで，「特別なビジネスモデルとその活動を通じて，協同組合銀行は企業の社会的責任をアイデンティティの中心に位置付けてきた。特に，企業のガバナンスの観点では，協同組合銀行は透明性，民主的な原則，そして高水準のステークホルダー（組合員，出資者，スタッフ，顧客，地域コミュニティ）の内包を実践している」とし，倫理銀行やラボバンク等を含む，欧州各国の協同組合銀行のCSRへの取組みの具体的な事例を紹介している。

e　小括

以上みてみたことをまとめると，欧州において協同組合は経済的，社会的に大きな役割を果たしており，EUレベルでもこれを認め，協同組合を政策的に振興しようとしている。協同組合は，社会環境の変化に応じ，社会福祉や地域振興などの新しい課題に積極的に対応している。イタリアの社会的協同組合のように特別な法的ステータスが設けられるケースもあり，また，そうした活動を協同組合系の銀行が支えるといった動きもある。

日本においても社会福祉や地域振興は今後ますます大きな問題となる一方で，このような社会的な問題に対して，様々な組織がどのように貢献することができるかが重視されるようになるとみられる。したがって，農協をはじめとする協同組合も，欧州のこうした動きに，より一層注目していく必要があろう。

（注5-1） ICAホームページ
http://www.ica.coop/coop/statistics.html
（注5-2） 欧州協同組合銀行協会（EACB）のホームページ
http://www.eurocoopbanks.coop/default.aspx?nav=2.11
（注5-3） 欧州委員会のホームページ
http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/consultation/
（注5-4） 島村（2001）35頁
（注5-5） 欧州委員会のホームページ
http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/social-cmaf_agenda/social-cmaf-cooperatives.htm
（注5-6） 下記ILOのホームページの内容を参照・引用。勧告も下記より閲覧可能
http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_r193.htm
（注5-7） Spear (2004) p.100
（注5-8） ポルトガルとスペインの協同組合の名称は，岡安（2005）を参考にした。
（注5-9） 同調査の内容は，協同の発見編集部（2004）に掲載されており，本稿もここから引用した。
（注5-10） A型，B型以外に混合目的型が232組合，コンソルツィオが197組合（社会的協同組合の事業連合組織）ある。
（注5-11） 重頭（2004）（2006a）
（注5-12） 重頭（2005）（2006b）
（注5-13） EACBのHPからダウンロード可能
http://www.eurocoopbanks.coop/default.aspx

＜参考文献＞

・青柳斉（2005）『農協の経営問題と改革方向』筑波書房
・石田正昭（2005）「協同組合の特性を生かしたJA改革―1995年ICA声明を基準として―」，協同組合論の今日的解釈研究会『農業協同組合の今日的解釈と将来への展望―「協同組合論の今日的解釈研究会」中間報告―』，43-55頁
・今村奈良臣（2003）「JAの自己革新路線に全力を－先発７JAに学び，実践につなげよう－」『自然と人間を結ぶ』７月号，3-11頁
・太田原高昭（2003）「日本型農協は自立できるか―『あり方研』報告と農協大会議案の歴史的検証―」『農林金融』８月号，2-12頁
・岡安喜三郎（2004）「コミュニティを再生する社会的企業，協同組合」『協同の發見』６月号
・岡安喜三郎（2005）「社会開発における協同組合のダイナミズム：収入・就業確保と社会統合へ，挑戦と勧告」『協同の發見』２月号

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

・河野直践（1998）『産消混合型協同組合』日本経済評論社
・協同の發見編集部（2004）「ISTAT 発表「イタリアの社会的協同組合2001年」」『協同の發見』１月号
・重頭ユカリ（2004）「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス」『農林金融』６月号
・重頭ユカリ（2005）「持続可能性向上に関するラボバンクの取組み」『農林金融』１月号
・重頭ユカリ（2006a）「フランスにおける連帯ファイナンス」『農林金融』３月号
・重頭ユカリ（2006b）「フランスの貯蓄銀行（ケス・デパルニュ）の地域貢献」『農林金融』４月号
・島村博（2001a）「EUの協同組合法制」『協同の發見』４月号
・島村博（2001b）「現代フランスの協同組合Note」『協同の發見』12月号
・藤谷築次（2005）「JA運動の将来方向と改革の課題」総研レポート17基礎研No.2，農中総研
・田代洋一（2003）『農政「改革」の構図』筑波書房
・ボルザガ，トルティア（2006）「論文抄訳　相互扶助の協同組合から公益財生産のための協同組合へ」菅野正純訳，『協同の發見』２月号
・三浦敏（2005）「EUにおける協同組合の現状と動向　上・下」『商工金融』９月号，同10月号
・両角和夫（2004）「構造変化を支える支援組織―農協に焦点を当てて―」『農業経済研究』第76巻第２号，97-111頁
・Margado, A. (2004) "A new co-operative form in France: Société Coopérative d'Intérét Collectif (SCIC)" in Trends and challenges for Co-operatives and Social Enterprises in developed and transition countries, C. Borzaga and R. Spear ed.
・Pezzini, E. (2004) "The European co-operative society: a new step in European company law" in Trends and challenges for Co-operatives and Social Enterprises in developed and transition countries, C. Borzaga and R. Spear ed.
・Spear, R. (2004) "From Co-operative to social enterprise: trends in European experience" in Trends and challenges for Co-operatives and Social Enterprises in developed and transition countries, C. Borzaga and R. Spear ed.

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

おわりに
――農協批判への見解と農協が目指す方向――

本稿では，農協批判論が含む主な論点について，客観的に事実に即して検証してきた。最後にここでは，全体のまとめとして，多くの農協批判論に共通する主要な論点を改めて整理して我々の見解をまとめる。そして，現在農協が直面している課題と農協がこれから目指そうとしている方向について，簡記することとしたい。

(1)　農協批判論の主要論点と問題点

農協批判に多くみられる考え方は，農協が本来の使命よりも自らの利害を優先させてきており，そのことが，現在重要な課題になっている農業の構造改革の障害になっている，というものである。そして，今後の農業の構造改革は，兼業農家もカバーする農協の活動を通してではなく，施策の対象を大規模経営者に集中し，株式会社の農業参入を促進することで達成されるというのが，大方の農協批判論者に共通する見方である（詳細は本誌前月号の本稿「はじめに」参照)。以下，これらについての我々の考えを述べる。

a　農協は農業の構造改革に消極的で，兼業農家を守ってきたのか

農協批判論者の多くは，兼業農家を否定的に評価する。しかし我々は，戦後日本の農村が多くの兼業農家とともに発展してきたことを肯定的に評価したい。

すでに述べたとおり，戦前には地主制度の下で多くの小作農が苦しんでいたものが，農地改革により，農地が耕作者の所有に移されたことが戦後の日本農業の出発点であった。一方，敗戦により外地から帰還した約１千万人の人たちの多くも農村で受け入れられた。農村は，過剰人口という状況のなかで，小規模な自作農が主体となって当時の最大の課題であった食料増産に取り組んだのである。

その後，経済の復興とともに，農村の人口は都市に移動していき，一方農村においては兼業化が進展することで，所得の向上を実現していった。このことは，農村における高い購買力を形成して日本経済の発展を支えた。

これとは反対に，農業経営の規模拡大のために，農村から都市に一気に人口が移動すべきだったのであろうか。当時の都市の側にはそれだけの人口を受け入れる経済的・社会的インフラがなかったし，その結果戦後日本の社会的安定の確保が困難になる危険性も大きかったことを考えると，そのような意見は極めて非現実的である。戦後日本の農村の発展は，むしろアジアの農村の成功事例として評価すべきである。

また，農協は主として兼業農家によって構成されるために，農業の構造改革を阻害したというのも事実に反する見方である。農業経営の規模拡大が進まなかった最大の原因は，わが国の地価が高いことである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

このことは，土地に多くを依存しない畜産や施設園芸では大規模な経営が育っていることからも明らかである。そして，そのような困難の下でも，農協は農地保有合理化事業等を通して，農地の売買や貸借をサポートし，農地の有効利用と規模拡大に取り組んできたのである。

さらに，米の内外価格差が大きいのは，農協が構造改革に取り組まず米価引上げに熱心であったからだとする批判もある。しかしこれは，政府が米価を決定していた時代には，米価運動には労働組合の賃金交渉と同様社会的な存在理由があったこと，米の内外価格差の多くの部分は円高によってもたらされたことを無視した議論である。

b　農協は営農振興に不熱心で，利益追求に走り信用・共済事業を肥大化させてきたのか

小規模な事業者である農家にとって，さまざまなサービスにアクセスすることが困難な場合が少なくない。例えば，戦前における農家の借入の多くは高利貸しからであった。農協は，このような農家が協同組合に集まることにより，必要なサービスを受けられるために組織されたものであり，営農関連事業，信用事業，共済事業などを兼営する総合事業体であることが望ましい。

従って，農家経済の向上とともに，農協の信用・共済事業が成長したのは，当然の結果といえる。農協の信用事業，共済事業ともにわが国経済のなかで相応の位置を占めるに至ったが，05年現在，総世帯数に占める農家戸数の割合は5.8%，個人金融資産に占める農協貯金の割合は5.3%となっており，これは自然な姿といえるのではなかろうか。

農協の信用・共済事業が発展したのは営農振興に不熱心だったからである，というような意見は，このような現実をまったくみない意見である。戦後の日本農業は，米中心の農業から畜産，果樹，野菜等を含む多様な農業へと変化したが，こうした農業生産の多様化をリードしてきたのが農協であることもまた，間違いのないところである。新しい作物の導入と産地育成から販路開拓に至るまで，農協が幅広い分野で果たしたコーディネート機能なしには，戦後の農業の発展は不可能であった。確かに，指摘されるように，大型農家への専門的な対応が十分でなかった問題など，改善すべきことは少なくない。しかし，営農を軽視して利益追求に走ったというのは，このような農協の現実にまったく合わない見方である。

c　農協は，上意下達的な組織運営を行って自由な競争を阻害し，やる気のある農業者が育つのを阻害してきたのか

農協が，協同組合本来の自由な構成員による自発的な集まりではなく，上から組織された上意下達的な組織であり，このことが，農家の創意を抑制し，やる気のある農家を排除している，という批判もよく聞かれる。

確かに農協が，上意下達的な色彩や，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「行政代行機関」的性格を持っていたことは否定できない。また，農家がほぼ全員参加して農協を設立したことも事実である。

しかし，わが国の農業は長い間，集落の共同作業や助け合いを基礎に営まれてきた。また戦後農協が発足したころは，肥料・農薬も入手が容易ではなく，資金借入も困難であった。農協設立とともに農家が当然のように農協に加入したのは，強制されたからではなく，それが営農を行っていくうえで必要であったからである。

しかし，農協の運営が，その後の時代の変化に合わせて変わる速度が遅かったのも事実である。日本の農業が米中心の供出と配給で管理された時代から，野菜，果樹，畜産と多様化し，自由な市場流通にゆだねられる時代に変化するなかで，より生産者の自発性を重んじ，消費者や市場の反応に敏感に応える運営が求められている。

なお，大規模農家から，農協への厳しい注文が多く出されているのは事実であるが，農協の存在意義を全否定する意見はまれである。農業は，水利一つとってみても，個々の生産者がばらばらでは，地域全体としてうまくやっていけない。そういう意味での農協の必要性は，農業に携わっている人たちにはよく理解されているのであり，だからこそ，農協は真剣に自らの課題解決に取り組む必要がある。

d　農協は信用・共済事業の利益で営農事業の赤字を埋めてきているから，事業を分離するべきなのか

多くの農協では，事業の部門別収支は，信用・共済事業が黒字，営農関連事業が赤字となっている。このため，一部の農協批判論者は，農協の各事業を分離し，営農関連事業は営農関連事業として専念することで収支面でも均衡を図るべきだとする。しかし我々は，このような事業分離論は，農協に本来求められている機能を抹殺することにつながると考える。

それは第一に，総合事業の利便性が，組合員によって必要とされているからである。農村にいながら必要な総合的なサービスを受けることは，農協の存在があるからこそできることである。株式会社は，利益の上がる地域で，利益の上がる事業しかしない。農家は，土地を持って，便利な地域に引越しすることはできないのである。

第二に，農家の必要とするサービスは，ロットが小さいため，企業にとっては手数料などを高くしないと割が合わない。農協は総合事業を営むことにより，農家にとってのこのような取引費用を低く抑えることができる。

第三に，総合事業を営むことによる相乗作用である。営農指導，生産資材や生活用品の購買，金融，共済等さまざまな事業での組合員との結びつきが，他の事業に波及し合うことで，組合員に対するよりよい提案や事業の改善に結びついたりする。

総合事業を必要とするのはこのような理

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

由があるからであるが，だからといって，購買，販売等経済活動を行う部門がいつまでも赤字でよいとはいえない。農協では，部門別の収支を明確にするとともに，具体的な目標を設けて部門収支の均衡を図る努力を行っている。

e　今後の農業改革は，農協の活動を通してではなく，施策の対象を大規模経営者に集中し，株式会社の農業参入を促進することで達成できるのか

わが国の農業は，土地が少なく傾斜度が高い，地価が高い，先進国であるが故の資材，労働費等のコスト高により，経営規模は小さく農産物の内外価格差は大きい。構造改革により効率的な農業経営を目指すことは，重要な課題である。しかし，農協批判論者の多くが主張するように，施策の対象を大規模な経営に集中し，株式会社の農業参入を促進することで，問題が解決できるかのような主張は誤っていると考える。

まず，農産物の内外価格差の背景には，経営努力では埋められない格差が厳然と存在する。比較にならない低コストで広大な農地を確保できる国の粗放的な農法にもとづく農産物や，一人当たり所得がわが国の数十分の一の国の農産物との間には，いかにわが国の農業の効率化を行っても，埋められないコスト差がある。自由化による農産物価格の下落の程度によっては，大規模経営に生産が集約されるどころか，専業経営である大規模経営から生産撤退が進んでしまう懸念がある。

次に，大規模な農業経営や株式会社で担える農業はわが国農業の一部であり，それにカバーされない条件の不利な地域も含めて多様な農業経営が存続しなければ，近い将来わが国の農産物自給率はさらに低いものになる危険がある。すでにわが国の自給率は40%（供給熱量ベース）と，先進国のなかで異常に低い水準にあるが，今後世界の人口は発展途上国を中心に大きく増加を続ける見通しであり，極力食料自給を維持・引き上げることが必要である。そのためには，大規模経営だけでなく集落営農等の多様な農業経営が共に日本農業を支えていく必要がある。そしてそのためには，農協の機能が必要とされているのである。農協が果たす機能を無視して，生産者の自由な取組みによる企業的農業経営の成長に任せればよいというのは，農業生産の現場を知らない空理空論である。

⑵　農協が直面している課題と農協が目指す方向

すでに触れてきたとおり，農協には取り組むべき課題が少なくないことも事実である。以下，農協が目指している方向について改めて述べ，まとめとする。

a　農業の担い手の育成・支援と農業構造の改革

わが国では，農業者の高齢化とリタイアが本格化することにより，担い手の確保が大きな課題になっている。我々は，そのためには，大規模経営の育成とともに，集落

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

営農の育成や多くの小規模経営も並存するような，多様な農業経営を維持・育成していくことが必要であると考える。

農協は，農地の貸借や作業受委託を進める上でさまざまな機能を果たしているし，新規就農の支援にも取り組んでいる。そして，大規模経営が成立しにくい地域では，耕作放棄が進むと地域全体の営農に支障が生じ，農業生産の後退を加速することから，農協のコーディネート機能を発揮し，集落全体の取組みで地域の農業を進める集落営農を進めている。

b　経済事業改革・競争力ある事業の構築を通した，組合員に支持される農協の実現

組合員の間で，農協を利用するメリットが実感できないという声がよく聞かれるようになった。これは，農協の存立意義にかかわる問題であり，正面から取り組むべき課題である。

農協は，合併や連合会組織の垂直統合などにより効率化に積極的に取り組んできており，さらに現在は，「JA改革」を大きな課題に掲げて，実践に取り組んでいる。

c　地域への貢献および国民の期待に応える活動

農業は，大自然のなかで生命を育む産業であり，国民に命の元となる食料を供給する産業である。農業者は，このような農業に携わる者として，お金に換算できない喜びと働きがいを感じている。農協は，このような農業者が，共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願望を満たすために組織したものであり，本来的に，利益追求とは異なり，公共的な価値を追求する「DNA」を持つものである。

その具体的な一つは，地域社会との共生・地域への貢献である。多くの農協では，地域の農業振興計画を地域社会全体の発展と合わせて考えているし，地産地消や食農教育への取組みを通して，消費者と農業の橋渡しをしている。

もう一つは，消費者のニーズと農業をつなぐ機能である。近年，消費者の農産物に対するニーズは，価格の安いものを求める声があると思えば，味を重視するもの，安全・安心を重視するもの，生産者が目に見えるもの，近くでとれたもの，特別な栽培方法によるもの，などなど，極めて多様になっている。農協は，農産物のメインの流通組織として，消費者のニーズに合った農産物の生産・流通に取り組む責務を負っているし，実際にも，消費者団体との連携，「全農安心システム」の構築など，わが国においてリーダー的な取組みも少なからず行っている。

d　協同組合としての機能・役割の発揮

農協は，他の多くの協同組合と同様，今日の市場経済のなかにおいて弱い立場にある人たちによって組織されたものである。営利企業が資本の力をもって利益の極大化を図ろうとするのに対し，協同組合は，組合員が自発的に結びつくことにより共通の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ニーズと願望を満たそうとする。市場経済の優勢の下で農協が求められる機能・役割を十分に発揮するためには，このような協同組合としての特質を全面的に開花させなければならない。

しかし，農協創立後50年を経過して，農業者の高齢化と新しい形態の農業経営の発展，地域社会の大きな変化は，発足時の均一な組合員像を変化させ，これに伴い全国の農協も多様化してきている。こうしたなかで，今後，時代の変化に合わせて制度面の見直しも必要になろう。

例えば農協法の目的規定を「食料・農業・農村基本法」の理念に沿ったものに改正し，それに沿って時代に合った組合員制度を導入すること等を検討すべき時にきているのではないであろうか。また，将来においては，わが国における協同組合のあり方を踏まえて，一層根本的な制度の見直しも課題になるかもしれない。しかしその場合においても，農協が現在持っている協同組合としての価値を引き継ぎ，発展させるものでなければならない。

以上，本稿ではさまざまな切り口から，農協批判に対する我々の考えと今後のあり方について論じてきた。本稿が農業・農協に関心のある多くの方々に読まれるとともに，建設的な議論を通して，国民と農業・農協の間でのよりよい相互理解が築かれていくことを期待したい。

（JAプロジェクトチーム）

＜執筆者＞

3-(1)(2)(5)	主席研究員　本田敏裕
3-(3)	主任研究員　平澤明彦
3-(4)	主席研究員　鈴木博
4-(1)	主任研究員　小野澤康晴
4-(2)，5-(1)	主任研究員　斉藤由理子
5-(2)	主任研究員　重頭ユカリ
おわりに	基礎研究部長　石田信隆

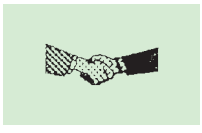

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。